

# 官報号外

平成十八年四月十四日

## ○第一百六十四回 参議院会議録第十六号

平成十八年四月十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十八年四月十四日  
午前十時一分開議

第一 分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求める件

第二 二千年的危險物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求める件

第三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(趣旨説明)

二、住民基本台帳法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成十八年四月十四日 參議院会議録第十六号

議事日程追加の件 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(趣旨説明)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。北側国土交通大臣。

〔國務大臣北側一雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(北側一雄君) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが大変重要となっております。

平成六年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆるハートビル法が制定されました。また、平成十二年には高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法が制定されました。それ以降、建築物、公共交通機関及び公共施設のバリアフリー化につきましては着実に進展しているところでございますが、本年は、交通バリアフリー法施行五年後の見直しの年に当たり、より総合的、一体的な法制度を構築することにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の

向上を図ることが必要となつております。

〔加藤敏幸君登壇、拍手〕

○加藤敏幸君 民主党の加藤敏幸でございます。

民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題とな

りました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案について質問いたします。

今から三十年前の一九七五年十二月、第三十回国連総会は障害者権利宣言を満場一致で採択いたしました。宣言では、障害者はその人間として尊厳が尊重される、生まれながらの権利を有する、そして、障害者が最大限に多様な活動分野においてその諸能力を発達させることを援助し、できる限り通常の生活への彼らの統合を促進する必

要性を高らかにうたっています。その後、国連は一九八一年を国際障害者年として定め、具体的な新設又は改良時に移動等の円滑化のため必要な一定の基準に適合しなければならないこととするとともに、既存のこれらの施設について、新設又は改良時に移動等の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第二に、公共交通機関の旅客施設及び車両並びに一定の道路、路外駐車場、公園施設及び建築物について、新設又は改良時に移動等の円滑化のために必要な一定の基準に適合しなければならないこととするとともに、既存のこれらの施設について、新設又は改良時に移動等の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第三に、市町村は、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区について、基本方針に基づき、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができます。この計画段階からの参加の促進を図るために、基本構想の作成に関する協議等を行うための協議会制度、基本構想の作成を高齢者、障害者等が市町村に対し提案することができる制度等を設けることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。加藤

敏幸君。

最初に、記憶に新しい東横インの不正改造問題に関して伺います。

この事件は、障害者の人権を無視するところに、高齢者や障害者などの社会参加と移動を保障するバリアフリー社会の建設という理念を踏みじる正に反社会的行為そのものであると言えます。このような不正改造を行っているホテル、あるいは福祉のまちづくり条例などに明確に違反し

てはいる特別特定建築物はほかにもあるのではないかと思います。

政府としても、自治体と連携して、早急に違反建築物に対する是正措置と再発防止策を取るべきだと考えますが、国土交通大臣の見解をお伺いたいと思います。

次に、法の目的に関して質問いたします。

法案では、第一条で法の目的として、「この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ」と

言及し、そしてバリアフリー化のための施策を講じて、最後に、「もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」とし、従前の法律を踏襲したものとなっています。

しかし、私は、障害者の社会参加は正に権利そのものであると考えます。また、高齢者、障害者の移動を自由にし、円滑化する施策の推進は正に国家的義務であるとも考えます。法案のように、障害者の自立した日常的な生活の確保は重要であるというレベルにとどまつてはいけません。

実際、障害者基本法や高齢社会基本法では、障害を理由とした差別の禁止を明文化しています。今日、依然として障害者への乗車拒否や利用拒否が行われているという現状をかんがみますと、今ここで障害者の移動の権利と自由を保障するという認識を法文上も明記、表すことが重要ではないかと考えます。この点について国土交通大臣の見解をお伺いしたいと思います。

次に、バリアフリー化の現状について伺います。

平成十九年を計画達成年次としている社会資本整備重点計画の目標と現時点の進捗状況を比べてみると、旅客施設、道路、公共交通機関の車両等の改善状況にはばらつきが見られる。まず、政府として、現時点でのバリアフリー化の進捗状況をどのように評価されているのか、あわせて、特にバスと旅客船が他に比べて後れている、そういう面がありますが、計画達成に向けた見通しにつ

いて国土交通大臣のお答えを伺いたいと思います。

一方、旅客施設、特に駅舎のバリアフリー化の状況を見ますと、平成十六年度の実績では、鉄道駅は全部で九千五百六十六駅ありますが、基本構想作成の対象となる一日利用客五千人以上の駅

数は二千七百五十八駅で、そのうちバリアフリー化された駅は千三百四十三駅、率で約四九%です。他方、利用客が五千人以下の駅は六千八百八駅で、そのうちバリアフリー化された駅は八百三十五駅にとどまっています。やはり利用客五千人以下の地方の駅の後れが目立っています。地方に住む高齢者や障害者は、公共交通機関を使っての移動において大きな不便を強いられているということであります。

この地域間格差を解消するために、特定旅客施設の指定基準を引き下げるか、若しくは利用客五千人以下の駅についても国として大胆な施策を講ずるべきであると考えますが、国土交通大臣の見解をお伺いしたいと思います。

続いて、建物関係について伺います。

現行制度は、百貨店やホテルや老人ホームなどを特別特定建築物とし、これらの新築建物と床面積二千平方メートル以上的新築・増築建物に対してもバリアフリー化の基準適合義務を課しています。さらに、多数の者が利用する学校や事務所などの特定建築物について利用円滑化基準に適合させるための努力義務を課しています。

しかし、障害者が日常的に出入りして利用する建物、施設は多岐にわたっており、今後は、小規模な建物を含め、より広範な建物がこの規定の対象となるように法令の改正をすべきであると考えます。また、学校など災害時の避難場所として利用される施設も特別特定建築物として指定すべきであると考えます。

一方、障害者の利用度が高い既存の建築物についても、可能な限りバリアフリー化の改良、改造が行われるよう、政府、自治体としても有効な支

援措置を講ずるべきと考えますが、これら建物関係の課題について国土交通大臣の見解を伺いたいと思います。

さて、社会のバリアフリー化に関して、現在はユニバーサルデザインという考え方方が主流になります。これは、高齢者や障害者に限りず、すべての年齢、すべての能力、あらゆる国籍の人々に對して、どこでも、自由に、使いやすく、これを基本にしたデザインであると定義されています。

だれにとつても優しいデザインは、当然高齢者や障害者にとっても抵抗がないものとなります。一方で、例えば歩道と車道の段差の度合いは、視覚障害者と車いすを利用する障害者との間で二ニーズが異なっています。ユニバーサルデザインでは、常に代替的なデザインが用意され、利用者に選択権があることが重要であると考えられています。利用者のニーズの把握、利用者間のコミュニケーションでは、常に代替的なデザインが用意され、利用業が不可欠であると考えますが、今回の法案においてこのユニバーサルデザインの理念と施策はどういう形で生かされているのか、国土交通大臣の見解を伺います。

また、この課題に関連してお伺いいたしますが、社会のバリアフリー化においてはソフト面でも十分な配慮をしていくことが重要であると考えます。ハード面では万全であっても、例えば、窓口や担当者への教育が徹底していないことや対応マニュアルが整備されていないことなどにより、障害者の乗車や施設の利用が拒否されるケースが見られるということあります。あるいは、車いす用のスロープがあつても、その勾配が急過ぎて実際は利用できないといったケースもよく耳にいたします。

形は整っているが実質が伴っていないバリアフリーは、実は依然としてバリアなのであります。このような配慮が行き届いていない小さなバリア、あるいは心中に残っているバリアを取り除

いていくことが最も基本的なバリアフリー対策でないかと考えます。

この基本的施策の大前提になるものは、当事者である高齢者や障害者がバリアフリー化の事業と運営に直接関与していくことが一番大切であります。検討・企画段階から事業完了後の利用段階に至るまで、当事者の視点からの提言と日常的な点検・監視作業が必要であると考えます。このことによつて、スマイルアップと言われている継続的改善が担保されるはずであります。

法案では、基本構想の作成に住民が提案できる仕組み、あるいは当事者などによって構成される協議会の設置を規定しております。しかし、当事者の参加のシステムが本当に機能していくのか、あるいは形だけで終わりはしないのかなど、少なくとも懸念が持たれるところであります。そこで、この参加システムが有効に機能するためにいかなる保障措置が講じられるのか、国土交通大臣の見解を伺いたいと思います。

さて、私は、社会のバリアフリー化を考える場合、利用される乗り物、施設、建物の改良を行うのみでなく、障害を持つ個々人の移動能力を大きく向上させる施策にも重点を置くべきだと考えます。

例えば、シニアアカーラーと言われるハンドル式電動車いすの普及に向けた技術改良や公共交通機関での受入れ体制の確立、あるいはドア・ツードアの移動を可能にするSTSと言われるスペシャル・トランスポート・サービスの充実支援策も急がれるべきだと考えます。さらには、筋力の衰えや喪失した身体機能を補完する様々な補助用具や移動機器の開発も重要であると考えます。福祉口ボットや介護ロボット、あるいは視覚障害者に的確な指示が出せる新しいGPSシステムの開発などに十分な資金が注がれるべきだと考えます。

このことを強調いたしますのは、個々人を支援する施策は、バリアフリー化の地域間格差をある

官報(号外)

程度解消することができること、そして、バリアフリー化のための社会資本整備における財政的制約をこれまである程度克服することができる選択的政策であるからです。これらの支援施策に関し、国土交通大臣並びに経済産業大臣の見解をお伺いしたいと考えます。

最後に、本法案の参議院提出に際しまして、一言申し上げたいと思います。

国連の国際障害者年行動計画の第六十三項は、ある社会がその構成員の幾らかの人々を締め出すような場合、それは弱く、あるいは社会なのであるとうたっています。あらゆる移動空間と生活空間に最大限の改良を加え、また、ソフト面にも配慮したバリアフリー社会を完成させることは、我が国が尊厳ある国家として安定的に存続していくための必須条件の一つであります。

現在、身体障害者が約三百五十万人、知的障害者が約四十六万人、さらに精神障害者が約二十六十万人おられると言われています。交通事故や労働災害による障害者も増加傾向にあります。さらに、高齢化の進展の下で移動の自由を制限される人々は今後ますます急増してきます。残された時間は余りありません。今こそ、私たちは、高齢者や障害者の移動の自由を一〇〇%保障していく真のバリアフリー社会の建設を急がなければなりません。

小泉政権の山に向かつて改革と呼べば、自己責任というこだまが跳ね返ってきます。このこだまを聞く高齢者や障害者の方々はどうなお気持ちになられるのでしょうか。沈うつで暗い気持ちになられるに違いありません。私は、このような時代状況の下で、弱い立場にある人々、また移動の自由を制限されている人々の心に一筋の光明を放っていくことが政治の責任であるのではないか、このように思います。

本法律案が障害者の自立と社会への完全参加を促進するという目標に沿つて大きな成果を上げることを願いつつ、関係大臣の真摯な御答弁を

期待し、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○國務大臣(北側一雄君) 加藤議員にお答えいたしました。

特別特定建築物につきましては、地方公共団体において立入検査を適時実施していくなどとともに実態の把握に努め、違反が確認された場合には厳正な対応を図るよう要請をしてまいります。

また、東横イン問題では、一部の地方公共団体において違反指導がなされていましたが、かわらず、他の地方公共団体と情報が共有されなかつたために違反が拡大しておりました。このため、国と地方公共団体が違反情報の共有を図ることにより、違反の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者の移動の権利についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、本法案は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、建築物、公共交通機関及び公共施設のバリアフリー化を促進していくことを目的とするものでございます。このため、本法案においては、各種の具体的な策を拡充した上で、新たに高齢者、障害者等が利用する施設の管理者等に対して広く一般的な責務を課すほか、心のバリアフリーを国民一般の責務として位置付けます。

現行の交通バリアフリー法の基本方針では、一日当たり利用者数が五千人以上の駅について、平成二十二年までに原則としてすべての駅の移動円滑化を図ることを目標としております。現在はこの目標の達成に向けた取組を優先して進めているところでございます。

しかしながら、鉄道利用者の円滑な移動を最大限確保するという観点からは、一日当たり利用者が五千人未満の駅についてもできる限りバリアフリー化を推進していくことが必要でございます。

なお、障害者の移動の権利と自由を保障するという認識を法文上表すことにつきましては、そのための交通事業に対する国の関与権限の強化、また財政支出の大幅な増大等の様々な問題点があると考えております。

次に、バリアフリー化の進捗についての評価と、バス、旅客船の今後の対応についてお尋ねがございました。

建築物、公共交通機関及び公共施設のバリア化につきましては、ハートビル法、交通バリア法の制定と、これらに基づく様々な施策の実施等によりまして、総じて着実に進展しているものと考えております。

また、東横イン問題では、平成十七年三月末現在、ノンステップバスの導入率は約一〇%となっております。着実にバリアフリー化が進められていると認識をしておりますが、今後とも、補助制度や低利融資制度等を活用しまして、目標達成に向けた取組を進めてまいります。

また、旅客船につきましては、近年の景気低迷を背景とした使用船舶の新造、代替建造の低迷により、必ずしもバリアフリー化が進んでいない状況でございます。今後とも、離島航路のバリアフリー化建設費補助等を活用いたしまして、目標達成に向けた取組を進めてまいります。

一日当たり利用者数が五千人未満の駅のバリアフリー化の考え方についてお尋ねがございまし

た。

現行の交通バリアフリー法の基本方針では、一日当たり利用者数が五千人以上の駅について、平成二十二年までに原則としてすべての駅の移動円滑化を図ることを目標としております。現在はこの目標の達成に向けた取組を優先して進めているところでございます。

しかししながら、鉄道利用者の円滑な移動を最大限確保するという観点からは、一日当たり利用者が五千人未満の駅についてもできる限りバリアフリー化を推進していくことが必要でございます。

なお、障害者の移動の権利と自由を保障すると、このように思います。

御指摘のとおり、ユニバーサルデザインの考え方に基づいてバリアフリー化を進めていくためには、当事者を含めた計画、検証、実行の不断のプロセスを進めることが必要であると考えております。このため、本法案では、新たに国が中心となつて関係者とともにこれらのプロセスを進めることにより、持続的な段階的な発展を目指すいわ

ゆるスパイ럴アップに取り組むこととし、國の責務として、適時にかつ適切な方法により施策の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることを新たに定めているところでございます。

バリアフリー化に係る当事者参加についてお尋ねがございました。

本法案では、当事者である高齢者、障害者等の参加を担保するための具体的な措置として、提案制度や協議会制度を新たに設けているところでございます。これらの制度の実効性を確保するためには、例えば、提案の採否について市町村は公表し、提案を採用しない場合にはその理由を明らかにしなければならないこととしております。また、これらの制度が有効に活用されるよう、その趣旨や運用の在り方について、本法に基づく基本方針等において明確に示していくことを考えております。

最後に、スペシャル・トランスポート・サービスについてお尋ねがございました。このスペシャル・トランスポート・サービス、ドア・ツー・ドアで高齢者等の方々を運ぶという意味でございますが、このSTSの推進は、高齢者や障害者が様々な生き方を主体的に選択し社会活動に参画する上で極めて重要なサービスであると考えております。STSを普及促進することは緊急性の高い政策課題であると認識をしております。

こうした中、国土交通省としては、平成十八年度から、要介護者、身体障害者等移動制約者の個別輸送について、福祉輸送に関する先進的な施策等を実施している地域をモデル地域として認定し、福祉輸送に係る共同配車センターの設立や、共同配車センターにおける福祉車両の導入に対する助成を実施することとしております。さらに、今国会に道路運送法等の一部を改正する法律案を提出をしておりまして、この法案におきまして、NPO等が行うボランティア福祉有償運送に係る

登録制度を導入をいたしまして、安全、安心な福祉輸送の普及を図ることとしているところでございます。(拍手)

〔国務大臣二階俊博君登壇、拍手〕

ただいまバリアフリー社会の実現のために大変熱意のある御質問をちょうだいしました。御指摘の点は、一々ごもつともなところであります。

特に、御指摘のありました高齢者、障害者の方々の移動等の円滑化のためには、旅客施設や建物の改良に加え、これらの皆さん御自身の移動能力等を高めていくことが重要であります。

今回、御承知のとおり、平成六年の建設省が中止となつてお作りになりましたハートビル法、そしてちょうど私もいさか関係をさせていただきましたが、平成十二年、交通バリアフリー法の制定、この両法を今統合して、そして更にこれを拡充しようということは極めて時宜を得たことであ

りまして、私はこのことの積極的な展開を大いに期待をするものであります。

ただいま御質問にもありました、この一日の乗降客五千人以下の駅をどうするかとか、ノンステップバスにつきましても、ただいま北側大臣の御答弁では一二%に達しておるということでありましたが、当時、平成十二年のころにはノンステップバスもほとんど珍しいような状況でありました。

では、一二%などということはまだ想像の範囲ではありませんでした。そして、五千人以下の駅

にバリアフリーを実行していくことは、それぞれ市町村や地方自治体のいわゆる規模にも大いにこれは関係するわけでありまして、そういう点で財政的な面を含めて、今後御指摘を踏まえ

て、これ積極的に対応していくべきものだとい

ります。

そして、今、経済産業省におきましては、御指

しりとりと取り組んでいかなくてはならない面であります。

高齢者、障害者に優しい社会の実現、これは口で言うだけではなくて、本当にこのことのためには、経済産業省及びその関係の企業におきましても更に積極的に協力をいただき、人間支援のためのロボット等の開発に一層力を注いでまいりたいと思います。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。内藤正光君。

〔内藤正光君登壇、拍手〕

○内藤正光君 民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました住民基本台帳法の改正案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。竹中総務大臣。

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 住民基本台帳法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化するものであります。

この法律案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化するものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができることとするとともに、閲覧の際の手続等を整備することとしております。

第二に、個人又は法人が住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる場合について、一、二、統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの等に限定することとともに、閲覧の際の手続等を整備することとしております。

第三に、偽りその他不正の手段による閲覧等に対する制裁措置を強化することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。内藤正光君。

〔内藤正光君登壇、拍手〕

○内藤正光君 民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました住民基本台帳法の改正案について質問をいたします。

今回の法改正は、昨年の三月に名古屋で起こった刑事事件、すなわち住民基本台帳の閲覧制度を悪用して母子家庭を探し出し、強制わいせつに及んだ事件が契機となつたことは明らかです。ここで私が問題にしたいのは、なぜこんなにも法改正が遅れてしまったのかという点です。

私は、決して結果論を言つているではありません。二〇〇三年の五月、個人情報保護法の審議の際、私は当時の片山総務大臣と住民基本台帳の原則公開の是非について議論をいたしました。プライバシー意識が高まりつつある昨今、既に社会問題化し始めたストーカー事件にも触れながら、原則公開制度の問題点を問うたところ、片山大臣からは、大きな時代や状況の変化の中でもう一遍見直して考えた方がいいと思います、あるいは、まず状況をしっかりと把握してその上で関係の皆さんの意見を聞いて対応してまいりますと、積極

的な御答弁をいただきました。

しかるに、見直しに向けた議論はその後一向に始まらず、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会が立ち上げられたのは昨年の四月、つまり名古屋での事件の後だったのです。大きな事件が起らなければ、行政は動かないのでしょうか。正に行政の不作為が問われるべき問題なのです。

以前から原則公開の見直しを求める声があつたにもかかわらず、個人情報保護法の審議から遅れること三年、名古屋の事件発生からも一年、法案提出がかくも遅れた理由は一体何なのか、竹中総務大臣にお尋ねをいたします。

ちなみに、我々民主党は、自治体関係者やNPO等から幅広く意見を集め、昨年六月には既に住基台帳大量閲覧制限法案を国会に提出をいたしました。内容は、台帳閲覧を国、地方公共団体、公益上特に必要と認められるものに制限するものです。

ところが、政府・与党は、国民の安心や安全よりもまず自分たちのメンツを最優先させ、我々民主党案を審議することもなく葬り去つたのです。このような政府・与党的姿勢に強く抗議をしておきます。

今回の法改正は、原則公開を改め、公益性の高いと認められるものだけ閲覧を認めるという内容です。そして、改正の最大のポイントが正にこの公益性の判断にあります。判断のいかんによつては、今回の法改正の意義が半減してしまうおそれすら生じてきます。

調査研究の公益性に関する基準については総務大臣が定めることになつていて、その一つとして、調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていることが考えられているようです。しかし、その基準はかなりあいまいで、判断にばらつきが出るであろうことが容易に想像されます。そこで、竹中大臣にお尋ねをいたします。

公益性の基準についてどこまで具体的に明示するつもりなのか、公益性の高い調査研究とは具体的にどのようなものを想定をしているのか。また

よつては商用目的の閲覧は一切認めないと、いえなのが、御答弁を願います。

また、原則公開の現行制度の下でも、自治体によつては商用目的の閲覧は一切認めないと、いえなのが、御答弁を願います。

ち早く条例によつて強い閲覧制限を行つてきました。今回の法改正を踏まえ、地方自治体にどの程度の裁量を許容するのか、総務大臣にお尋ねをいたします。

民主党が昨年、法案作成の際に、ある自治体の担当者に聞いたところ、住基の閲覧申請者三百件のうち、十一件が実際には存在しなかつたことが後日判明したそうです。本改正案では、閲覧手続についても様々な規定を設け、本人確認も厳格化するとうたっていますが、具体的にどのように対応するお考えなのか、伺います。

次に、本法案の第十二条で規定されている住民票の写し等の交付について伺います。

今回の法改正で台帳の閲覧については厳しい規制が掛けられる一方で、住民票の写しに関する原

則公開制度については一切見直しが行われてはおりません。住民票は、住民基本台帳と違つて大量閲覧はできないものの、より多くの個人情報を含み、閲覧に当たつては被閲覧者が能動的に指定されると、個人情報保護の観点からいえば台帳の閲覧以上に保護されるべきものなのです。

このように見てくると、今回の法改正は決して個人情報保護という観点からのものではなく、名古屋で起つた事件に対する単なる付け焼き刃的な対応であると言わざるを得ません。

今回の法改正において、なぜ住民票の写しの原則公開について何一つ見直さなかつたのか。情報の対称性確保の観点から、少なくとも閲覧の事実及び閲覧者に関する情報を被閲覧者にはがきで知らせる程度の対応を取るべきではないのか、竹中

大臣にお伺いをいたします。

統いて、個人情報保護法については、過剰反応など現場で多くの混乱を生じているようですが、その運用や解釈について具体的に幾つか質問をいたします。

昨年の四月二十五日、JR福知山線で脱線事故が発生しましたが、その際、負傷者が運び込まれた病院側が、安否を尋ねてくる被害者の家族にすら個人情報保護法を理由に氏名開示を拒否する一件ございました。これは、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとする第三者提供の制限に過剰反応したものと推察されます。しかし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて本人の同意を得ることが困難であるときはその例外としております。

JR福知山線事故のような場合は、明らかにその例外規定に該当するのではないかと想うが、厚生労働大臣に確認をいたします。

先月の二十四日、千葉県議会から参議院議長にあてて、ある意見書が提出されました。その内容は、県の福祉部局等が保有する独り暮らしの高齢者、重度障害者などの情報を防災部局等が使用することは目的外使用に当たるため、多くの自治体でその情報を共有できずについることから、個人情報保護法の改正を強く要望するというものです。

しかし、これは先ほどの例外規定に相当するものである以前に、そもそも地方公共団体は個人情報保護法の定める個人情報取扱事業者には含まれ所管する総務大臣にお尋ねをいたします。

以上のように、一連の個人情報保護法に対する過剰反応などは、法の無理解による誤った解釈や運用に原因があると思われます。逆に言えば、政府が明確な指針を示していないことが問題なので

す。そこで、政府は、法の運用、解釈をめぐる現場の混乱を早急に調査し、これらの事例に関する統一指針を定める必要があると考えますが、担当の猪口大臣に所見を伺います。

我が国の個人情報保護法は、業種や分野ごとに規制する個別法ではなく、包括的に一律の網を掛け、氏名や住所などの基本的な情報も、病歴や金融、通話記録といった秘匿性の高い情報も、皆同列に扱つているところに大きな問題があります。

当時の細田法典担当大臣も、医療とか金融とか

名、窃盗が四名、その他、詐欺、児童買春、強盗傷害といったものでした。

各省庁は匿名発表の理由を、人事院の発した懲戒処分の公表指針でうたわっている、公表に当たつては個人が識別されないようにするという文言に求めているようです。しかし、その冒頭部分では、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表内容について別途の取扱いをすべき場合があるとしておりました。懲戒免職処分の匿名発表は、個人情報保護法を逆手に取つた悪乗り便乗行為と言わざるを得ません。

傷害といつたものでした。

各省庁は匿名発表の理由を、人事院の発した懲

て個別法を検討する旨が明記もされたのです。

ところが、結果は、すべて個別法ではなくガイドラインで済ますという対応になってしまいまし  
た。ガイドラインは、善良な業者に対しては有効であつたとしても、悪質な業者に対しては効果は全く期待できません。

例えば、やみ金融の背景には消費者金融の顧客情報を入手して作った多重債務者リストを売る名簿業者の存在がありますが、そのような業者に対する法的拘束力もないガイドラインが有効に機能するなど到底考えられません。だからこそ、直罰規定を伴つた個別法が必要なのです。

厚生労働大臣を始め、金融担当大臣、総務大臣にお尋ねをいたします。

三年前の委員会審議で、センシティブな個人情報を持つ医療、金融、情報通信などの分野では個別法の制定が必要だと大臣が明確に答弁しながら、結局、ガイドラインで済ませることになったその検討経緯をつまびらかにしていただきたい。また、ガイドラインが悪質な業者の存在を踏まえても十分に機能するというなら、その理由も併せて明確に御説明願います。

最後に一言申し上げます。

小泉総理の任期もいよいよ半年を切りました。

現在、衆議院において、小泉改革の総決算という触れ込みで行政改革推進法案の審議が進められています。しかし、衆議院の審議で早くも明らかになつたように、この法案には中身が全くありません。関係大臣の答弁は、検討中に始まり、努力中、今後、これらのオンパレードで、具体的な制度設計をすべて先送りしてしまっています。正に官僚丸投げです。

振り返れば、この五年間に進められた小泉改革なるものは、看板こそ甘い言葉で国民を魅了したもの、実態は官僚丸投げといったものがほとんどでした。その結果、例えば道路公団は形の上では民営化したものの、計画していた高速道路はすべて造るといった本末転倒の話がまかり通つてお

ります。

そしてもう一つ。昨年の総選挙の前には、サラリーマン増税はしないと公約しながら、選挙後には何食わぬ顔で定率減税の廃止に踏み切りました。また、先日も政府税調の石調査会長が消費税率の引上げ幅を二%にとどめることはあり得ないと言ふ発言をされましたが、それに対し自民党の中川政調会長は、何も選挙の最中に増税の話をしなくてもよいだろうと批判したようです。なるほど、今では小泉的手法が自民党内には十分に浸透しきつているようですね。

民主党は、新しい小沢体制の下、再出発をいたしました。官僚丸投げの政治、不誠実な政治を変えるために、我々民主党は全力で立ち向かっています。(拍手) 〔國務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 内藤議員から八問質問をいただきました。

まず、法案提出の時期についてであります。

閣覧制度は個人情報をもちろん取り扱うものであります。その一方、現実に幅広く利用されるという保護と利用の面がございます。このた

め、まず有識者など各方面の幅広い御意見を収集することが必要でございました。また、現場の実務に即したものとする必要もございました。このたため、慎重な検討を行つた上でこのたび提出をさせさせていただいたものでございます。

次に、閣覧を認める場合の公益性の基準、判断基準についてお尋ねがございました。

公益性の基準としましては、その調査や研究の成果が公表されること、そして国の施策の検討や学術研究に利用されることによりまして社会に還元されること等を告示で定める予定にしておりま

など支援を行つてまいります。

次に、閲覧に関して地方自治体に許される裁量はどれほどの程度のものであるかという点についてお尋ねがございました。

今回の改正では、営業目的での閲覧は認めない、その一方、公益性の高いもの等、法の目的にかなうものについては引き続き閲覧を認めることとしているわけでございます。市町村は、当然、この趣旨に反しない範囲で、閲覧事務に関しまして条例等を定めることができることでござります。

次に、閲覧申請手続、そして閲覧申請の際に本人確認をどうするのかというお尋ねがございました。

まず、閲覧申請の手続でありますけれども、閲覧により実施した調査研究の成果の取り扱いを明示させるなど厳格化を図つているところでございました。

また、本人確認でありますけれども、これに閲覧しますのは、省令において、例えば個人について身分証明書、法人については法人登記により行はる旨を定めることとしているところでございま

す。 〔住民票の写しの交付についてお尋ねがございました。〕 住民票の写しの交付についてお尋ねがございました。

今回の改正は、閲覧制度に関する抜本的な見直しを行つるものでございます。お尋ねの住民票の写しの交付に関しましては既にかなり厳格な運用がなされておりますが、現在法制審議会で行

われております戸籍の謄本、抄本の交付の見直しに関する検討、これが行われておりますので、こうした検討等も踏まえ、適切に対応してまいりました。

情報通信分野について申し上げますと、その個別法の必要性については、学識経験者等の意見を聴取をし、懇談会において検討を行つたところでございます。その結果、特に厳格に取り扱うべき

信事業法によりまして既に厳格な保護措置がとられていることから、個別法の必要はないといふふうに考えております。

なお、閲覧に関しては、毎年市町村長が閲覧者の氏名等を公表するよう改正をすることとしております。

次に、地方公共団体における個人情報保護について、情報の目的外使用等との関連でお尋ねがございました。

ざいました。

地方公共団体は、正に議員言われましたように、条例に基づいてその保有する個人情報の保護に図ることとなつてゐるわけでございます。また、いわゆる保護に関する過剰反応について、これについても言及がございましたが、総務省は、各地方公共団体に対しまして個人情報の保護と利

用のバランスを取つた適切な対応を要請してきたところでございます。そうした要請を今後も必要に応じて続けたいと考えております。

次に、懲戒処分を受けた職員の氏名の公表について、議員からもお尋ねがございました。

人事院のことでもござりますが、人事院では、厳正な処分による国民の信頼の回復と、そして同種の事案の再発防止を図ることを期しまして懲戒処

分の公表指針を作成している、これは議員が御言及のとおりでございます。この指針においては、職務上の行為に係る懲戒処分等について、個人が識別されない形での公表を基本としつつ、事案の社会的影響や被処分者の職責等を勘案して個別の取扱いをすることがある旨が示されているところ

でございます。各府省においても当然に、この指針の趣旨を踏まえて適切に対処すべきものである

というふうに考えております。

最後になりますが、情報通信分野の個人情報保護に関して、個別法ではなくガイドラインで対応することとなつたことについての御指摘とお尋ねがございました。

情報通信分野について申し上げますと、その個別法の必要性については、学識経験者等の意見を聴取をし、懇談会において検討を行つたところでございます。その結果、特に厳格に取り扱うべき

通話記録等の通信の秘密につきましては、電気通

信事業法によりまして既に厳格な保護措置がとら

れています。そのことから、個別法の必要はない

といふふうに考える次第でございます。このよう

官報 (号外)

検討の経緯と経過について、何とぞ御理解を賜りたいと思います。(拍手)

○國務大臣(川崎二郎君登壇、拍手) 内藤議員から一問御質問がございました。お答え申し上げます。

JR福知山線の脱線事故のように、大規模災害や事故等の緊急時において家族等からの患者の安否確認に対し医療機関が回答することは、第三者提供の例外規定である人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて本人の同意を得ることが困難であるときに該当するため、問題がないと考えております。このような考え方については、具体的な事例として昨年五月に厚生労働省のホームページに公表するなど、関係機関へ周知を図っております。

医療分野の個別法の検討経緯についてお尋ねがございました。

医師や看護師など医療関係の国家資格者には、従来、刑法や保健師助産師看護師法等に罰則で担保された守秘義務が規定されており、他の業種以上に個人情報保護に関する法制度が整備されております。また、個人情報保護法が対象外としております小規模の医療機関についても、法の適用事業者と同様の安全管理措置を的確に行うよう、ガイドラインを作成し、指導していくことといたしました。さらに、医療関係の事業者に対しては、医療法等関係法令による一般的な指導も行われております。

これらを総合的に考慮し、有識者による検討会での議論も踏まえ、個人情報保護法及びガイドラインによる対応に加えて個別の法律を制定しなくとも、医療分野における個人情報の適切な保護を図ができると判断したところでござります。(拍手)

(國務大臣猪口邦子君登壇、拍手)

○國務大臣(猪口邦子君) 内藤議員から個人情報

保護法に対するいわゆる過剰反応をめぐる質問がございました。

○國務大臣(川崎二郎君登壇、拍手) 内藤議員から一問御質問がございました。お答え申し上げます。

JR福知山線の脱線事故のように、大規模災害や事故等の緊急時において家族等からの患者の安否確認に対し医療機関が回答することは、第三者

保護法に対するいわゆる過剰反応をめぐる質問がございましたので、お答え申し上げます。

昨年四月に個人情報保護法等が全面施行されましたことによりまして、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んでいます。

法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までが行われないなど、いわゆる過剰反応と言われる状況も一部で見られています。

こうした状況を踏まえ、政府といたしましては、去る二月に関係省庁会議を開催し、国民及び事業者に対し法制度の周知徹底を図るとともに、個人データを第三者に提供できる場合を事例に即して明確化するなど、政府一体として取組を強化したところでございます。

個人情報保護法第一条においては「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」こととされており、この目的を実現するため、法を着実に施行していく所存でございます。

(拍手) 〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○國務大臣(猪口邦子君登壇、拍手) 有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」とこととされており、この目的を実現するため、法を着実に施行していく所存でございます。

○議長(扇千景君) 日程第一 分布範囲が排他的

一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。

――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

海事及び本邦台帳法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 分布範囲が排他的な経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリーニング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件外一件 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明) 分布範囲が排他的な経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリーニング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件外一件 海洋汚染等及び

並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、海上保安庁長官による防除計画の策定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法律案提出の背景と施行の効果、有害液体物質の防除体制の確立、新たな防除措置の周知徹底、海上保安庁の装備、人員の増強等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

午前十一時十分散会

出席者は左のとおり。

千景君

角田 義一君

副議長

扇 売也君

議員

田浦 直君

常田 享詳君

喜納 昌吉君

小林 正夫君

溝手 顯正君

吉村剛太郎君

岸 三浦君

林 芳正君

澤 一水君

中原 宏一君

浜田 浩二君

坂本由紀子君

渡辺 鮎淵君

鈴木 政二君

木村 征治君

西田 又市

高野 昌秀君

大田 実仁君

小泉 昭男君

岩城 孝男君

山本 渡辺君

福島みづほ君

木村 博師君

高橋 勤君

高野 康司君

澤 雄二君

木村 仁君

坂本由紀子君

高橋 佐藤君

西田 駒三君

木村 佐藤君

西田 駒三君

木村 加納君

西田 駒三君

木村 佐藤君

西田 駒三君

木村 加納君

西田 駒三君

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

官 報 (号 外)

江田	五月君	前田	武志君
北澤	俊美君	円	より子君
岡崎	トミ子君	佐藤	泰介君
篠瀬	進君	柳田	稔君
峰崎	直樹君	小林	正夫君
國務大臣	総務大臣	加藤	敏幸君
外務大臣	竹中	遠山	清彦君
厚生労働大臣	麻生	谷合	正明君
経済産業大臣	平藏君	辞任	辞任
国土交通大臣	太郎君	辞任	辞任
国務大臣	二郎君	辞任	辞任
内閣府特命担当大臣(金融)	俊博君	辞任	辞任
國務大臣	北側一雄君	辞任	辞任
国土交通副大臣	猪口邦子君	辞任	辞任
総務副大臣	山崎力君	辞任	辞任
副大臣	松村龍二君	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
国土交通委員会	辞任	辞任	辞任
環境委員会	辞任	辞任	辞任
外交防衛委員会	辞任	辞任	辞任
文教科学委員会	辞任	辞任	辞任
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(閣法第八六号)	原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と歐州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一四号)	学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)	社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
総務委員会付託	外交防衛委員会付託	文教科学委員会付託	社会保障法等の一部を改正する法律案(閣法第二三号)
同日議長は、次の内閣提出案を衆議院に送付した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)	国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(閣法第三六号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
消防組織法の一部を改正する法律案	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議員から予備審査のため次の議案が送付された。
普天間飛行場のキャンプ・シユワゴ沿岸への移設に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第四八号)	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(山本拓君外三名提出)(衆第二〇号)	国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(閣法第三六号)	同日議員から予備審査のため次の議案が送付された。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(松本剛明君外五名提出)(衆第二一号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議員から予備審査のため次の議案が送付された。
イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第四六号)	食料自給率の向上のための施策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四七号)	外交防衛委員長 外添 要領書	外交防衛委員長 外添 要領書
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第一百六十四回国会政府特別補佐人として承認した。	意書(藤末健三君提出)(第四七号)	参議院議長 扇 千景殿	参議院議長 扇 千景殿
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞任	辞任
農林水産委員会	辞任	辞任	辞任
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任
経済産業委員会	辞任	辞任	辞任
松井 孝治君	辞任	辞任	辞任
高橋 千秋君	辞任	辞任	辞任
藤末 健三君	辞任	辞	

平成十八年四月十四日 参議院会議録第十六号

**議長の報告事項** 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの

件び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年



官 報 (号 外)

様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なもの（いずれあるかを問わない。））を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に資源量を維持し、又は回復できることを確保すること。

(c) 次条に従つて予防的な取組方法を適用すること。

(d) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が、漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること。

(e) 漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の資源量をその再生産が著しく脅威にさられることがあること、あるいは漁獲対象資源の種についての保存管理措置をとること。

(f) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を実行可能な範囲で含む措置をとることにより、汚染、浪費、投棄、紛失され又は遺棄された漁具による漁獲、非漁獲対象種（魚類であるか非魚類であるかを問わない。以下「非漁獲対象種」という。）の漁獲及び漁獲対象資源に關連し又は依存している種（特に絶滅のおそれがある種）への影響を最小限にすること。

(g) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(h) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための措置並びに漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための措置をとること。

(i) 零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れるここと。

(j) 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（特に、附属書Iに規定する漁船の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量並びに漁獲努力量に関するもの）及び国内的又は国際的な調査計画からの情報を適時に収集し、及び共有すること。

(k) 漁業における保存及び管理を支援するため、科学的調査を促進し、及び実施すること並びに適当な技術を開発すること。

(l) 実効的な監視、規制及び監督を通じて、保存管理措置を実施し、及びこれについて取締りを行うこと。

第六条 予防的な取組方法の適用

1 いづれの国も、海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために、予防的な取組方法をストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、管理及び開発について広く適用する。

2 いづれの国も、情報が不確実、不正確又は不足である場合には、一層の注意を払うものとする。十分である場合には、十分な科学的情報がないことをもつて、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3 いづれの国も、予防的な取組方法を実施するに当たつて、次のことをを行う。

(a) 入手することができる最も科学的情報の入手及び共有により、並びに危険及び不確実性に対処するための改善された技術の実施により、漁業資源の保存及び管理のための意思決定を改善すること。

4 いづれの国も、漁獲量が当該基準値を超過しないことを確保するための措置をとる。いづれの国も、漁獲量が当該基準値を超過した場合には、遅滞なく、資源を回復するために3(b)の規定に基づいて決定された措置をとる。

5 いづれの国も、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に關連し、若しくは依存している種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。いづれの国も、最新の情報を照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

6 いづれの国も、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置特に漁獲量の制限及び漁獲努力量の制限を含む。）をとる。当該保存管理措置は、資源の長期的な持続可能性に当該漁場が及ぼす影響についての評価を可能とするのに十分なデータが得られるまで効力を有するものとし、その影響についての評価が可能となつた時点で、当該評価に基づく保存管理措置が実施される。当該評価に基づく保存管理措置については、適当な場合に公海について定められる保存管理措置と国管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならぬ。このため、沿岸国及び公海において漁獲を行う

種及び漁獲対象資源に關連し又は依存している種に漁獲活動が及ぼす影響並びに現在の又是予測される海洋、環境及び社会経済の状況を考慮に入れること。

(d) 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に關連し又は依存している種並びにこれらの種の生息環境に漁獲が及ぼす影響を評価するためにデータの収集及び調査の計画を発展させること並びにこれらの種の保存を確保し、かつ、特別必要な計画を採用すること。

(e) いづれの国も、漁獲量が当該基準値を超過しないことを確保するための措置をとる。いづれの国も、漁獲量が当該基準値を超過した場合には、遅滞なく、資源を回復するために3(b)の規定に基づいて決定された措置をとる。

第七条 保存管理措置の一貫性

1 国の管轄の下にある水域内において海洋生物資源を探査し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利であつて条約に規定するもの並びに条約に従つて公海において自国民を漁獲に従事させるすべての国の権利を害することなく、

(a) ストラドリング魚類資源に関する協力のための適当な仕組みを通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する公海水域において自国民が当該資源を漁獲する国は、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する公海水域における当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努める。

(b) 高度回遊性魚類資源に関しては、関係する沿岸国その他自国民がある地域において当該資源の保存を確保し、かつ、当該資源の最適な利用という目的を促進するため、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて協力する。

2 公海について定められる保存管理措置と国管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。

国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源について一貫性のある措置を達成するため協力する義務を負う。いずれの国も、一貫性のある保存管理措置を決定するに当たつて、次のことを行う。

(a) 沿岸国が自国の管轄の下にある水域において同一の資源に関し条約第六十一条の規定に従つて定め、及び適用している保存管理措置を考慮すること並びに当該資源に関し公海について定められる措置が当該保存管理措置の実効性を損なわないことを確保すること。

(b) 関係する沿岸国及び公海において漁獲を行う国が同一の資源に関し条約に従つて公海について定め、及び適用している措置であつて從前に合意されたものを考慮すること。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが同一の資源に関し条約に従つて定め、及び適用している措置であつて從前に合意されたものを考慮すること。

(d) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の生物学的一体性その他の生物学的特性並びにこれらの資源の分布、漁場及び関係地域の地理的特殊性の間の関係(ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が国管轄の下にある水域内において存在し、及び漁獲される程度を含む。)を考慮すること。

(e) 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が關係の資源に依存している程度を考慮すること。

(f) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置が海洋生物資源全体に対して有害な影響を及ぼす結果とならないことを確保すること。

3 いたる、合理的な期間内に一貫性のある保存管理措置に合意するために、あらゆる努力を払う。

4 いざれの関係国も、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第八部に規定

する紛争解決手続をとることができる。

5 関係国は、一貫性のある保存管理措置について合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。暫定的な枠組みに合意することができない場合には、い

ずれの関係国も、暫定的な措置を得るため、第八部に規定する紛争解決手続に従つて裁判所に紛争を付託することができる。

6 5の規定に基づいて設けられた暫定的な枠組み又は決定された暫定的な措置は、この部の規定を考慮し、並びにすべての関係国との権利及び義務に妥当な考慮を払つたものでなければならず、また、一貫性のある保存管理措置に関する最終的な合意への到達を危うくし、又は妨げ、及びいかなる紛争解決手続の確定的な結果にも影響を及ぼすものであつてはならない。

7 沿岸国は、小地域又は地域の公海において漁獲を行う国に対し、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて、当該沿岸国は、公海の下にある水域内のストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に対する漁獲を行つた場合に、その他の資源の生物学的特性並びに公海において漁獲を行う國が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

8 公海において漁獲を行う国は、関心を有する他の国に対し、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて定期的に通報する。

9 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

10 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

11 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

12 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

13 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

1 沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源のための仕組み

2 第三部 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際協力

3 第八条 保存及び管理の協力

4 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための仕組み

の効果的な保存及び管理を確保するため、漁獲を行う小地域又は地域の特性を考慮しつつ、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じて、条約従い、これらの資源に関して協力する。

2 いざれの国も、特に、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が過度の開発の脅威にさらされているとの証拠が存在する場合又はこれらの資源について新規の漁場が開発されようとしている場合には、誠実にかつ、遅滞なく協議する。このため、関心を有するいざれかの国の要請により、これらの資源の保存及び管理を確保するための適当な枠組みを設けるために協議を開始することができる。いざれの国も、そのような枠組みについて合意に達するまでの間、この協定の規定を遵守するものとし、また、他国の権利、利益及び義務に妥当な考慮を払いつつ、誠実に行動する。

3 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定める権限を有する場合には、公海においてこれらの資源を漁獲する国及び関係する沿岸国は、当該機関の加盟国若しくは当該機関の加盟機関若しくは当該機関の加盟機関の参加国となることにより、又は当該機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置の適用に同意することにより、協力する義務を履行する。関係する漁業に現実の利害関係を有する国は、当該機関又は枠組みその他の機関若しくは枠組みが既に定めた保存管理措置に著しい影響を及ぼす可能性がある場合には、当該機関又は枠組みを通じて、当該機関の加盟国又は当該機組みの参加国と協議すべきである。そのような協議は、実行可能な限り、当該政府間機関への提案の提出に先立つて行われるべきである。

4 生物資源に関する権限を有する政府間機関が措置をとるべきであると提案しようとするいかなる国も、当該政府間機関のとる措置が権限のある小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを設けるために協力し、及び当該機関又は枠組みの活動に参加する。

5 関係する沿岸国及び小地域又は地域の公海において特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源が漁獲する国は、これらの資源の保存管理措置を定める小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、これらの資源の保存及び管理を確保するための機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置を設けるために協力する。

6 おいて特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源が漁獲する国は、これらの資源の保存管理措置を定める小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、これらの資源の保存及び管理を確保するため、そのような機関を設立し、又は他の適当な枠組みを設けるために協力し、及び当該機関又は枠組みの活動に参加する。

7 国又は当該機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置の適用に同意する国のみが、当該保存管理措置が適用される漁業資源を利用する機会を有する。

8 おいて特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源が漁獲する国は、これらの資源の保存管理措置を定める小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、これらの資源の保存及び管理を確保するため、そのような機関を設立し、又は他の適当な枠組みを設けるために協力する。

9 第九条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組み

10 いざれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源につき、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立し、又はそのような枠組みを設けるに当たつて、特に次の事項について合意する。

11 (a) 保存管理措置を適用する資源(当該資源の生物学的特性及び関連する漁業の性質を考慮に入れたもの)

12 (b) 保存管理措置を適用する地域(第七条1の規定並びに社会経済上、地理上及び環境上の要因を含む小地域又は地域の特性を考慮に入れたもの)

官 報 (号 外)

		<p>(c) 新たに設立される機関又は新たに設けられる枠組みの活動と、関係する既存の漁業管理のための機関又は枠組みの役割、目的及び業務との関係</p> <p>(d) 新たに設立される機関又は新たに設けられる枠組みが科学的な助言を入手し、かつ、当該資源の状態を検討するための仕組み（適当な場合には、科学諮問機関の設立を含む。）</p>	
		<p>2 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立すること又はそのような枠組みを設けることに協力する国は、当該機関又は枠組みの活動に現実の利害関係を有していると認める他の国に対し、そのような協力をについて通報する。</p>	
<p>第十条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの役割</p>		<p>いづれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じて協力する義務を履行するに当たつて、次のことを行う。</p> <p>(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保するための保存管理措置について合意し、並びに当該保存管理措置を遵守すること。</p> <p>(b) 適当な場合には、漁獲可能な量又は漁獲努力量の割当てその他当該機関又は枠組みの当事者としての権利について合意すること。</p> <p>(c) 漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告された国際的な最低限度の基準を採用し、及び適用すること。</p> <p>(d) 科学的な助言を入手し、及び評価することと、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態を検討すること並びに非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し、又は依存している種に漁獲が及ぼす影響を評価すること。</p> <p>(e) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を対象とする漁業に関するデータの収集、報告、検証及び交換のための基準について合意すること。</p>	
<p>(f) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的証拠の入手を確保するため、附属書Iの規定に従つて、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。</p> <p>(g) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の科学的評価及び関連する調査を促進し、及び実施し、並びにこれらの結果を普及させること。</p>		<p>(h) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適当な協力の仕組みを設けること。</p> <p>(i) 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国の漁業上の利益に配慮すること。</p>	
<p>(j) 適時に、かつ、効果的に保存管理措置をとることを容易にする意思決定手続について合意すること。</p> <p>(k) 第八部の規定に従い紛争の平和的解決を促進すること。</p>		<p>1 いづれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの意思決定その他の活動において透明性を確保する。</p> <p>2 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に關心を有する他の政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーその他の適当な資格で、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの手続に従つて、当該機関又は枠組みの会合に参加する機会を与えられる。当該手続は、そのような会合への参加に関して不当に制限的であつてはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの記録及び報告の入手に関する手続規則に従つて、当該機関又は枠組みの記録及び報告を適時に入手することができる。</p>	
<p>(l) 第十一条 新たな加盟国又は新たな参加国</p>		<p>いづれの国も、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国としての権利の性質及び範囲を決定するに当たつて、特に次の事項を考慮する。</p> <p>(a) 漁場におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態及び現在の漁獲努力量</p> <p>(b) 新たな及び既存の加盟国又は参加国のそれ</p>	
<p>洋法に関する国際的経済の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関するもの）</p>		<p>1 いづれの国も、この協定に基づく自国の義務を履行するため、自國を旗国とする漁船が必要な情報を提供することを確保する。このため、</p> <p>(c) 新たな及び既存の加盟国又は参加国の資源の保存及び管理、正確なデータの収集及び提供並びに資源に関する科学的調査の実施に対するそれぞれの貢献</p> <p>(d) 資源の漁獲に主として依存している沿岸漁業を営む地域の必要性</p> <p>(e) 自国の経済が海洋生物資源の開発に依存する度合が極めて高い沿岸国の必要性</p> <p>(f) 自国の管轄の下にある水域に資源の存在する開発途上国が当該小地域又は地域から得られる利益</p> <p>(g) 第十二条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの活動における透明性</p> <p>(h) 詳細なデータが収集され、かつ、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの要請を満たすためにデータが適時に提供されることを確保すること。</p> <p>(i) 当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。</p> <p>(j) いづれの国も、直接に又は小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じ、協力して次のことを行う。</p> <p>(k) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の性質並びにこれらの資源を対象とする漁業の性質を考慮し、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対して提供するデータの明細及びその様式について合意すること。</p> <p>(l) いづれの国も、科学的調査の能力を強化し、並びにストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための措置を改善するための分析技術及び資源の評価方法を開発し、及び共有すること。</p> <p>(m) いづれの国も、条約第十三部の規定に従い、すべての者の利益に資するよう、漁業分野における科学的調査の能力を強化し、並びにストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関連する科学的調査を促進するため、直接に又は権限のある国際機関を通じて協力する。このため、国の管轄の下にある水域</p>	

を越える水域において当該調査を実施する国又は権限のある国際機関は、当該調査の結果並びにその目的及び方法に関する情報の公表及び関心を有する国への頒布を積極的に促進するものとし、また、実行可能な範囲で、関心を有する国の科学者が当該調査に参加することを促進する。

#### 第十五條 閉鎖海又は半閉鎖海

いづれの国も、閉鎖海又は半閉鎖海においてこの協定の規定を実施するに当たり、これらの海の自然の特徴を考慮し、並びに条約第九部及び他の関連規定に適合するよう行動する。

#### 第十六条 条約第九部及び条約

一の國の管轄の下にある水域

によって完全に囲まれている

公海水域

1 一の國の管轄の下にある水域において完全に囲まれている公海水域においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の漁獲を行う

国並びに当該一の國は、当該公海水域における当該資源についての保存管理措置を定めるため

に協力する。いづれの国も、当該公海水域の自然の特徴に配慮して、第七条の規定に従つて当該資源について一貫性のある保存管理措置を定めることに特別な注意を払う。当該公海水域に

つてとられる保存管理措置は、条約に基づく沿岸国の権利、義務及び利益を考慮に入れ、入手することのできる最良の科学的証拠に基づくものとし、並びに当該沿岸国が自國の管轄の下にある水域において同一の資源に関し条約第六十一条の規定に従つて定め、及び適用している保存管理措置を考慮に入れる。いづれの国も、当該公海水域における漁獲操業を確保するために、監視、規制、監督及び取締りのための措置に合意する。

2 いづれの国も、第八条の規定に従い、誠実に行動し、及び1に定める水域における漁獲操業の実施に当たつて適用される保存管理措置について遅滞なく合意するためにあらゆる努力を払

う。関係する漁業国及び沿岸国は、そのような

保存管理措置について合理的な期間内に合意す

ることができない場合には、1の規定を考慮し

つつ、暫定的な枠組み又は暫定的な措置に関する

第七条4から6までの規定を適用する。その

よう暫定的な枠組み又は暫定的な措置が定め

られるまでの間、関係する漁業国は、自國を旗

国とする漁船が関係する資源を損なうような漁

業に従事しないよう、当該漁船について措置をとる。

#### 第四部 非加盟国又は非参加国

##### 機関の非加盟国又は枠組みの非参加国

##### 非加盟国又は非参加国

##### 非参加国

##### 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための

##### 機関の非加盟国又はそのような枠組みの非参加

##### 国であつて、当該機関又は枠組みが定めた保存

##### 管理措置を適用することに別段の合意をしない

##### ものは、関係するストラドリング魚類資源及び

##### 高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関し条約

##### 及びこの協定に従つて協力する義務を免除され

##### ない。

##### 1 1に規定する国は、自國を旗国とする漁船に

##### 対し、1に規定する機関又は枠組みが定めた保

##### 存管理措置の対象であるストラドリング魚類資

##### 源及び高度回遊性魚類資源の漁獲操業に従事す

##### ることを許可してはならない。

##### 3 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための

##### 機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国

##### に規定する漁獲のため使用することを許可す

##### る。

##### 3 いづれの国も、自國を旗国とする漁船に関して、次の事項を含む措置をとる。

##### (a) 小地域的、地域的又は世界的に合意される

##### 関係手続に従い、漁獲の免許、許可又は承認

##### によつて公海上の自國を旗国とする漁船を管

##### 理すること。

##### (b) 次の事項を内容とする規則を定めること。

##### (i) 旗国がその小地域的、地域的又は世界的

る利益を享受する。

4 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国は、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参

加国であつて関係する資源の漁獲操業を行つて

いるものを旗国とする漁船の活動に関する情報

を交換する。いづれの国も、そのような漁船が

小地域的又は地域的な保存管理措置の実効性を

損なう活動を行うことを抑止するために、この

協定及び国際法に適合する措置をとる。

#### 第五部 旗国の義務

##### 旗国の義務

##### 自國の漁船が公海において漁獲を行う国は、

##### 自國を旗国とする漁船が小地域的又は地域的な

##### 保存管理措置を遵守すること及び当該保存管

##### 措置の実効性を損なう活動に従事しないことを

##### 確保するために必要な措置をとる。

##### 1 自國の漁船が公海において漁獲を行う国は、

##### 自國を旗国とする漁船が小地域的又は地域的な

##### 保存管理措置を遵守すること及び当該保存管

##### 措置の実効性を損なう活動に従事しないことを

##### 確保するために必要な措置をとる。

##### 2 いづれの国も、条約及びこの協定に基づく自

##### 国を旗国とする漁船に関する責任を効果的に果

##### たすことができる場合に限り、当該漁船を公海

##### における漁獲のために使用することを許可す

##### る。

##### 3 いづれの国も、自國を旗国とする漁船に関し

##### て、次の事項を含む措置をとる。

##### (a) 小地域的、地域的又は世界的に合意される

##### 関係手続に従い、漁獲の免許、許可又は承認

##### によつて公海上の自國を旗国とする漁船を管

##### 理すること。

##### (b) 次の事項を内容とする規則を定めること。

##### (i) 旗国がその小地域的、地域的又は世界的

##### の義務を履行するのに十分な条件を免許、

##### 許可又は承認に付すること。

##### (ii) 漁獲のための免許若しくは許可を正當に

##### 与えられないない漁船又は免許、許可若し

時船舶内に免許証、許可証又は承認証を備え置くこと及び正当な権限を与えた者による検査の際に要請に応じてこれを提示することを義務付けること。

(c) 公海において漁獲を行う許可を与えた漁船に関する自國の記録を作成すること及び直接の利害関係を有する国が要請する場合には当該記録に含まれる情報を提供すること(ただし、そのような情報の開示に関する旗国の国内法を考慮すること)。

(iv) 自國を旗国とする漁船が他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保すること。

#### (号外)

官報(号外)

		<p>(ii) 自国のオブザーバー計画の実施及び自国が参加している小地域的又は地域的なオブザーバー計画の実施(当該小地域的又は地域的なオブザーバー計画の下で合意された任務を遂行するための他のオブザーバーの乗船等を認めるることを自國を旗國とする漁船に義務付けることを含む。)</p> <p>(iii) 自国の計画及び関係国間で小地域的、地域的又は世界的に合意した計画に基づく船舶監視システム(適当な場合には、衛星通信システムを含む。)の開発及び実施</p> <p>(h) 保存管理措置の実効性が損なわれないことを確保するために公海における転載を規制すること。</p> <p>(i) 小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の遵守を確保するために漁獲活動を規制(非漁獲対象種の漁獲量を最小とすることを目的とした規制を含む。)すること。</p> <p>4 小地域的、地域的又は世界的に合意された監視、規制及び監督の制度が実施されている場合には、いずれの国も、自國を旗國とする漁船に対してとる措置が当該制度に適合するものであることを確保する。</p>	
第六部 遵守及び取締り		<p>第十九条 旗国による遵守及び取締り</p> <p>1 いすれの国も、自國を旗國とする漁船がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての小地域的又は地域的な保存管理措置を遵守することを確保する。このため、当該国は、次のことを行う。</p> <p>(a) 当該保存管理措置に対する違反を取り締まること(違反が生ずる場所のいかんを問わない。)。</p> <p>(b) 小地域的又は地域的な保存管理措置に対するいかなる違反の容疑についても、直ちに、かつ、十分に調査(関係する漁船に対する物理的な検査を含む。)を行い、違反を申し立てた国及び関係する小地域的又は地域的な機関</p>	
第二十条 取締りのための国際協力		<p>1 いすれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての小地域的又は地域的な保存管理措置を遵守することを確保する。このため十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するものとする。漁船の船長その他の上級乗組員について適用される措置は、特に船長又は上級乗組員として漁船で勤務するための承認の拒否、取消し又は停止を可能とする規定を含むものとする。</p>	
第二十一条 取締りのための小地域的又は地域的な協力		<p>3 旗国は、直接に、関心を有する他の国と協力を通じて、そのような調査を実施することができる。当該調査の進展及び結果を速やかに報告すること。</p> <p>(c) 自國を旗國とするいかなる漁船に対しても、違反を申し立てられた水域における漁船の位置、漁獲量、漁具、漁獲操業及び関連する活動に関する情報を調査当局に提出するよう義務付けること。</p> <p>(d) 違反の容疑につき十分な証拠が存在すると認められる場合には、手続を開始するため自國の法律に従つて遅滞なく自國の当局に事件を付託し、及び適当な場合には関係する漁船を抑留すること。</p> <p>(e) 自國を旗國とする漁船が当該保存管理措置に対する重大な違反を行つたことが自國の法律によって確定した場合には、その漁船が当該違反について自國によって課されたすべての制裁に従うまでの間、公海における漁獲操業に従事しないことを確保すること。</p> <p>2 すべての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。違反について適用される制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため、及び場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するものとする。漁船の船長その他の上級乗組員について適用される措置は、特に船長又は上級乗組員として漁船で勤務するための承認の拒否、取消し又は停止を可能とする規定を含むものとする。</p>	
第二十二条 保存管理措置の実効性を損なう活動その他の当該保存管理措置に違反する活動に従事した漁船が当該小地域又は地域の公海において漁獲を行うことを抑止するため、旗国が適当な措置をとの間、国際法に基づいた措置(この目的のために定められた小地域又は地域の手続の利用を含む。)をとることができる。		<p>疑につき調査を行つている旗国は、当該調査の実施のために他の国協力が必要であると考える場合には、当該他の国支援を要請することができる。すべての国は、当該調査に関連した旗国の合理的な要請に応えるよう努力する。</p> <p>3 旗国は、直接に、関心を有する他の国と協力を通じて、そのような調査を実施することができる。当該調査の進展及び結果に関する情報については、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置に対する違反の容疑によつて影響を受けるすべての国に提供する。</p> <p>4 いすれの国も、小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと報告された漁船を特定するために相互に支援する。</p>	
第二十三条 機関の協力		<p>1 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの対象水域である公海において、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国である締約国は、当該機関又は枠組みが定めたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置の遵守を確保するため、2の規定に従い、正当に権限を与えた自國の検査官により、この協定の他の締約国(当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国であるか否かを問わない。)を旗國とする漁船に乗船し、及びこの規定を実施するための手続を定める。</p> <p>2 いすれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じ、1の規定に基づく乗船及び検査の手続並びにこの条の他の規定を実施するための手續を定める。この手続は、この条の規定及び次条に規定する基本的な手続に適合するものとし、また、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参加国を差別するものであつてはならない。乗船及び検査並びにその後の取締りは、そのような手続に従つて行われる。いすれの国も、この2の規定に従つて定められた手續を適当に公表する。</p> <p>3 この協定の採択後2年以内に、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが2に定める手續を定めない場合には、当該手續が定められるまでの間、1の規定に基づく乗船及び検査並びにその後の取締りは、この条の規定及び次条に規定する基本的な手續に従つて実施されるものとする。</p>	

	4 檢査国は、この条の規定に基づく措置をとるに先立ち、小地域又は地域の公海においてその漁船が漁獲を行つてゐるすべての国に対し、直接に又は関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じ、正当に権限を与えた自国の検査官に発行した身分証明書の様式を通報する。乗船及び検査に用いられる船舶は、政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されことができるものとする。いずれの国も、この協定の締結の際に、この条の規定に基づく通報を受領する適當な当局を指定するものとし、そのように指定した当局を関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じて適当に公表する。
(b)	5 乗船及び検査の結果、漁船が1に規定する保存管理措置に違反する活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、検査国は、適当なときは、証拠を確保し、及び旗国に對し違反の容疑を速やかに通報する。
6	旗国は、5に規定する通報に対し、その受領から三作業日以内又は2の規定に従つて定められた手続に定める期間内に回答するものとし、 (a) 5に規定する漁船について調査し、及び証拠により正当化される場合には取締りを行うことにより第十九条に基づく義務を遅滞なく履行すること。この場合において、旗国は、調査の結果及び行つた取締りについて検査国に速やかに通報する。 (b) 檢査国が調査することを許可すること。
7	旗国が検査国に対し違反の容疑を調査することを許可する場合には、当該検査国は、当該旗国に対し調査結果を遅滞なく通報する。旗国は、証拠により正当化される場合には、5に規定する漁船について取締りを行うことにより義務を履行する。これに代えて、旗国は、検査国

	8 乗船及び検査の結果、漁船が重大な違反を行つていたと信ずるに足りる明白な根拠がある場合において、旗国が6又は7の規定に基づいて必要とされる回答を行わなかつたとき、又は措置をとらなかつたときは、検査官は、乗船を繼續し、及び証拠を確保することができるものとし、また、船長に対し、更なる調査(適當な規定期間内に従つて定められた手続に定める港に遅滞なく移動させて行う調査を含む。)に協力することを要請することができる。検査国は、当該漁船が向かう港の名称を直ちに旗国に通報する。検査国、旗国及び関係する機関又は関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが定めた漁獲割当てを有せずに又は当該漁獲が一時的に停止されている資源又は漁獲が禁止されている資源を対象とする漁獲を行ふこと。
(c)	9 檢査国は、旗国及び関係する機関又は関係する枠組みのすべての参加国に対し更なる調査の結果を通報する。
10	検査国は、自国の検査官に対し、船舶及び船員の安全に関する一般的に認められた国際的な規則、手続及び慣行を遵守すること、漁獲操業の妨げとなることを最小限にすること並びに船上の漁獲物の品質に悪影響を与えるような行動を実行可能な範囲で避けることを義務付ける。
(d)	11 この条の他の規定にかかわらず、旗国は、いつでも、違反の容疑に関し、第十九条の規定に基づく義務を履行するための措置をとることができる。漁船が検査国による指示に従つてある場合には、当該検査国は、乗船及び検査が漁船に対する不当な妨げとなるような方法で実施されないことを確保する。
(e)	12 この条の他の規定にかかわらず、旗国は、いつでも、違反の容疑に関し、第十九条の規定に基づく義務を履行するための措置をとることができる。漁船が検査国による指示に従つてある場合には、当該検査国は、乗船及び検査が漁船に対する不当な妨げとなるような方法で実施されないことを確保する。
(f)	13 この条の規定の適用上、「重大な違反」とは、この条の規定の適用上、「重大な違反」とは、 (a) 旗国が第十八条3(a)の規定に従つて与える有効な免許、許可又は承認を得ることなく漁獲を行うこと。
(g)	14 この条の規定は、小地域的若しくは地域的な
(h)	15 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが、この協定に基づく当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国である締約国が行う乗船及び検査組みの参加国である公海に入つたときは、当該機関の加盟国又は当該枠組みの定めた保存管理措置の遵守に係るものの効果的な履行を可能とするような代替的な仕組みを定めた場合には、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国は、関係する公海水域について定められた保存管理措置に關し、これらの国々の間において1の規定の適用を制限することについて合意することができる。
(i)	16 旗国以外の国が小地域的又は地域的な保存管理措置に違反する活動に従事した漁船に対する措置は、違反の重大さと均衡がとれたものとする。
(j)	17 公海上の漁船が国籍を有していないことを疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、いずれの国も、当該漁船に乗船し、及びこれを検査することができる。漁船が検査国による指示に従つてある場合には、当該検査国は、国際法に従つて適当な措置をとることができる。証拠が十分である場合には、当該国は、国際法に従つて適当な措置をとることができる。
(k)	18 いずれの国も、この条の規定によりとつた措置が違法であった場合又は入手可能な情報に照らしてこの条の規定を実施するために合理的に必要とされる限度を超えた場合には、当該措置に起因する損害又は損失であつて自國の責めに帰すべきものについて責任を負う。

# 官報 (号外)

## 第二十二条 前条による乗船及び検査のための基本的な手続

1 検査国は、正当に権限を与えた自国の検査官が次のことを行うことを確保する。

(a) 船長に身分証明書を提示し、及び関係する保存管理措置又は問題となつてある公海水域において有効な規則であつて当該保存管理措置に基づくものの写しを提示すること。

(b) 乗船及び検査を行う時点において旗国への通報を開始すること。

(c) 乗船及び検査を行つてゐる間、船長が旗国の当局と連絡を取ること。

(d) 船長及び旗国の当局に乗船及び検査についての報告書(船長が希望する場合には、異議又は陳述を含める。)の写しを提供すること。

(e) 重大な違反の証拠が見つからない場合には、検査が終了した後、漁船から速やかに下船すること。

(f) 実力の行使を避けること。ただし、検査官がその任務の遂行を妨害される場合において、その安全を確保するために必要なときは、この限りでない。この場合において、実力の行使は、検査官の安全を確保するために超えてはならない。

2 検査国が正当に権限を与えた検査官は、漁船、その免許、漁具、装置、記録、設備、漁獲物及びその製品並びに関係する保存管理措置の遵守を確認するために必要な関係書類を検査する権限を有する。

3 旗国は、船長が次のことを行うことを行つて実施されること。

(a) 検査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び容易にすること。

(b) この条及び前条に規定する手続に従つて実施される漁船に対する検査に協力し、及び支援すること。

(c) 検査官の任務の遂行に当たり、検査官に対

し妨害、威嚇又は干渉を行わないこと。

(d) 乗船及び検査が行われている間、検査官とを認めること。

(e) 適当な場合には、食料及び宿泊施設を含む合理的な便益を検査官に提供すること。

(f) 検査官の安全な下船を容易にすること。

4 旗国は、船長がこの条及び前条の規定に基づく乗船及び検査の受入れを拒否する場合(海上における安全に関する一般的に認められた国際的規則、手続及び慣行に従つて乗船及び検査を遅らせる必要がある場合を除く。)には、当該船長に対し直ちに乗船及び検査を受け入れよう指示する。当該船長が旗国のそのような指示にも従わない場合には、当該旗国は、当該漁船の漁獲のための許可を停止し、及び当該漁船に対して直ちに帰港するよう命ずる。当該旗国は、この4に規定する事態が発生した場合には、とつた措置を検査国に通報する。

## 第二十三条 寄港国がとる措置

1 寄港国は、国際法に従つて、小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。寄港国は、当該措置をとる場合には、いずれの国も、高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する開発途上国の特別な要請を考慮する。

(a) 海洋生物資源の利用(自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。)に依存する開発途上国のぜい弱性。

(b) 開発途上国(特に開発途上にある島嶼国)において、自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者、女性の漁業労働者及び原住民に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者の漁場の利用を確保する必要性。

(c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に開発途上国に転嫁されないことを確保する必要性。

2 いづれの国も、漁船が自國の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、特に、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査することができる。

3 いづれの国も、漁獲物が公海における小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲されたと認める場合には、陸揚げ及び転載を禁止する権限を自國の関係当局に与えるための規則を定めることができる。

4 この条のいかなる規定も、国が国際法に従い自國の領域内の港において主権行使することに影響を及ぼすものではない。

## 第七部 開発途上国の要請

### 第二十四条 開発途上国の特別な要請の認識

1 いづれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びにこれらの資源についての漁場の開発に関する開発途上国の特別な要請を十分に認識する。このため、各國は、直接に又は国際連合開発計画、国際連合食糧農業機関その他の専門機関、地球環境基金、持続可能な開発のための委員会及び他の適当な国際的若しくは地域的な機関若しくは団体を通じて、開発途上国に援助を提供する。

2 いづれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する開発途上国の特別な要請を考慮する。

3 2に規定する援助は、特に次の事項を対象とする。

(a) 漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理の改善。

(b) 資源評価及び科学的調査

(c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り(地方の段階における訓練及び能力の開発を含む。)、国及び地域的なオブザーバー計画の開発並びにこれらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備の利用。

4 第二十六条 この協定の実施のための特別の援助

1 いづれの国も、開発途上国がこの協定を実施するための援助(開発途上国が当事者となる紛争解決手続に関係する費用に充てるための援助を含む。)に関する特別基金の設立に協力する。

2 いづれの国及び国際機関も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関し、開発途上国が新たに小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立し若しくはそのような枠組みを設けること又は既存の機関若しくは枠組みを強化することを支援すべきである。

件に、開発途上国(特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国)がこれらの魚類資源を対象とした公海漁業に参加することができるように、開発途上国を援助すること(公海漁業への参加を容易にすることを含む。)。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みへの開発途上国の参加を促進すること。

この条に定める目的のための開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助、技術移転(合弁事業の取組によるものを含む。)並びに顧問サービス及び諮詢サービスの提供を含む。

2 この条に定める目的のための開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助、技術移転(合弁事業の取組によるものを含む。)並びに顧問サービス及び諮詢サービスの提供を含む。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みへの開発途上国の参加を促進すること。

## 第八部 紛争の平和的解決

### 第二十七条 平和的手段によつて紛争を解決する義務

いずれの国も、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関又は地域的取締の利用その他当事者が選択する平和的手段によつて紛争を解決する義務を負う。

### 第二十八条 紛争の防止

いづれの国も、紛争を防止するために協力する。このため、いづれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みにおける効率的かつ迅速な意思決定手続について合意するとともに、必要に応じて既存の意思決定手続を強化する。

**第二十九条** 技術的な性質を有する紛争紛争が技術的な性質を有する事項に關係する場合には、関係国間で設置する特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、関係国と協議し、及び紛争解決のための拘束力のある手続によることなく問題を速やかに解決するよう努める。

### 第三十条 紛争解決手続

1 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関するこの協定は、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国(条約の締約国であるか否かを問わない)間の紛争について準用する。

2 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の締約国(条約の締約国であるか否かを問わない)間の紛争であつて、当該締約国が共に締結しているストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源に関する小地域的、地域的又は世界的な漁業協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに条約に反しない国際法の他の規則を適用するもの(これを「これらの資源の保存及び管理に関するもの」とする)について準用する。

3 この協定の締約国であり、かつ、条約の締約国である国が条約第二百八十七条の規定に従つて受け入れた手続は、この部に定める紛争の解决について適用する。ただし、そのような国について適用する。

洋布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関するもの)

が、この協定に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争の解決のために同条の規定に

従つて同条に定める他の手続を受け入れた場合は、この限りでない。

4 この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、この協定に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この部に定める紛争の解決のために条約第二百八十七条に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。同条の規定は、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国がこのようない宣言を行う場合及び当該国が効力を有する宣言の対象とならない紛争の当事者である場合についても適用する。条約の附屬書V、附屬書VI及び附屬書VIIに従つて調停及び仲裁を行うに当たつて、当該国は、この部に定める紛争の解決のため、条約の附屬書V第二条、附屬書VI第二条及び附屬書VII第二条に定める名簿に含まれる調停人、仲裁人及び専門家を指名することができる。

5 この部の規定に従つて紛争が付託された裁判所は、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存を確保するため、条約、この協定及び関係する小地域的、地域的又は世界的な漁業協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに条約に反しない国際法の他の規則を適用する。

並びに紛争当事者のそれぞれの権利を保全し、又は問題となつてゐる資源への損害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定的な措置を定めることができる。

3 条約第二百九十五条の規定にかかわらず、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、国際海洋法裁判所が自國の同意なく暫定的な措置を定め、修正し、又は取り消す権限を有しないことを宣言することができる。

4 条約第二百九十七条の規定は、この協定について適用する。

## 第九部 この協定の非締約国

### 第三十三条 この協定の非締約国

1 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定に適合する法令を制定するよう奨励する。

2 締約国は、非締約国を旗国とする漁船がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定及び国際法に適合する措置をとる。

### 第十部 信義誠実及び権利の濫用

1 第三十四条 信義誠実及び権利の濫用締約国は、この協定に基づいて負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を濫用とならないよう行使する。

### 第十一部 責任

1 第三十五条 責任締約国は、この協定に関して自国の責めに帰すべき損害又は損失につき、国際法に基づいて責任を負う。

### 第十二部 再検討のための会議

1 第三十六条 再検討のための会議

この協定は、三十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日で効力を生ずる。

2 三十番目の批准書又は加入書が寄託された後

にこの協定を批准し、又はこれに加入する国については、この協定は、その批准書又は加入書

の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 第四十二条 暫定的な適用

1 この協定は、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は主体によつて暫定的に適用される。当該暫定的な適用

は、当該通告の受領の日から有効となる。

2 国又は主体による暫定的な適用は、当該国若

の締約国、この協定の締約国となる資格を有する国及び主体並びにオブザーバーとして参加する資格を有する政府間機関及び非政府機関を招請する。

2 1に規定する会議は、この協定の規定の妥当性を再検討し、及び評価するものとし、必要な措置を定め、修正し、又は取り消す権限を有する。

3 第三十二条 紛争解決手続の適用の制限は、この協定の非締約国でない国は、国及び第一條2(b)に規定するその他の主体による署名のために開放しておく。

4 第三十三条 この協定は、千九百九十五年十二月四日から十二箇月の間、国際連合本部において、すべての国及び第一條2(b)に規定するその他の主体による署名のために開放してくる。

5 第三十七条 批准

この協定は、国及び第一條2(b)に規定するその他の主体によって批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

## 第十三部 最終規定

### 第三十八条 批准

この協定は、千九百九十五年十二月四日から十二箇月の間、国際連合本部において、すべての国及び第一條2(b)に規定するその他の主体による署名のために開放してくる。

### 第三十九条 加入

この協定は、国及び第一條2(b)に規定するその他の主体による加入のために開放してくる。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

### 第四十条 効力発生

1 この協定は、三十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日で効力を生ずる。

2 三十番目の批准書又は加入書が寄託された後

にこの協定を批准し、又はこれに加入する国については、この協定は、その批准書又は加入書

の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 第四十二条 暫定的な適用

1 この協定は、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は主体によつて暫定的に適用される。当該暫定的な適用

は、当該通告の受領の日から有効となる。

2 国又は主体による暫定的な適用は、当該国若

しくは主体についてこの協定が効力を生ずる時又は当該国若しくは主体が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

#### 第四十二条 留保及び除外

この協定については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

#### 第四十三条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は主体がこの協定の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行つた国又は主体についてこの協定を適用するに当たり、この協定の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

#### 第四十四条 他の協定との関係

1 この協定は、この協定と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

2 二以上の締約国は、当該締約国間の関係に適用される限りにおいて、この協定の運用を変更し、又は停止する協定を締結することができます。ただし、そのような協定は、この協定の規定であつてこれから逸脱がこの協定の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないものに関するものであつてはならず、また、この協定に定める基本原則の適用に影響を及ぼし、又は他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、若しくは義務を履行することに影響を及ぼすものであつてはならない。

3 2に規定する協定を締結する意思を有する締約国は、他の締約国に対し、この協定の寄託者を通じて、2に規定する協定を締結する意思及

び当該協定によるこの協定の変更又は停止を通報する。

#### 第四十五条 改正

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通報により、この協定の改正案を審議する会議の招集を要請することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務総長は、当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行つた場合には、当該会議を招集する。

2 1の規定に基づき招集される改正に関する会議において用いられる決定手続は、この会議が別段の決定を行わない限り、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際連合会議において用いられた決定手続と同一のものとする。改正に関する会議は、いかなる改正案についても、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払うものとし、コンセンサスのためのあらゆる努力が尽くされるまでは、改正案について投票を行わない。

3 この協定の改正は、採択された後は、改正自体に別段の定めがない限り、採択の日から十二箇月の間、国際連合本部において、締約国による署名のために開放しておく。

4 第三十八条、第三十九条、第四十七条及び第五十条の規定は、この協定のすべての改正について適用する。

5 この協定の改正は、当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、三分の二の(1)第二条前段

(a) 第三条1

6 改正については、その効力発生のためにこの

条に定める数よりも少ない数又は多い数の批准又は加入を必要とすることを定めることができます。

のことを明示する宣言を行う。  
(i) 当該国際機関がこの協定によつて規律されるすべての事項について権限を有する。

7 5の規定により改正が効力を生じた後にこの協定の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された協定の締約国とされ、かつ、(b)当該改正によつて拘束されない締約国との関係においては、改正されていない協定の締約国とされる。

(ii) (i)の理由により、当該国際機関の構成国が締約国とならないこと。ただし、当該国際機関が責任を有しない当該国際機関の構成国の領域に関しては、この限りでない。

(iii) 当該国際機関がこの協定に基づく国権及び義務を受け入れること。

## 第五十条 正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年十二月四日にニューヨークで、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通を署名のために開放した。

## 附属書I データの収集及び共有のための標準的な要件

## 第一条 一般原則

1 データの適時の収集、編集及び分析は、ストラディング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存及び管理の基本である。このため、公海及び国の管轄の下にある水域におけるこれらの資源を対象とする漁業から得られるデータが必要であり、また、当該データは、漁業資源の保存及び管理のために統計的に有意義な分析を可能とするような方法で収集され、及び編集されるべきである。これらのデータには、漁獲量及び漁獲努力量に関する統計その他漁業に関する情報(例えば、漁船に関連するデータその他漁獲努力量の標準化のためのデータ)が含まれる。収集されるデータには、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関する情報を含むべきである。収集されるデータには、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関する情報を含むべきである。

(a) いづれの国も、自國を旗国とする漁船から、各漁法ごとの操業上の特徴(例えば、底びき網漁業に用いられる個々のひき網、はえ網漁業及びまき網漁業に用いられる一式用具、一本釣りによって漁獲される各魚群、ひき縄による漁獲が行われる日)に応じ、効果的な資源評価を容易にするために十分詳細な漁獲活動に関するデータが収集されることを確保すること。

る。すべてのデータは、正確性を確保するために検証されるべきである。集計される前の個々のデータの秘密性は、保持されるものとし、これららのデータの領布は、その提供に当たつて定められた条件に従う。

2 開発途上国に対する援助(訓練並びに財政的及び技術的援助を含む。)については、海洋生物資源の保存及び管理の分野における能力を形成するためには、海洋生物資源評価に寄与する調査計画を実施するための能力を向上させることに焦点を合わせるべきである。開発途上国の科学者及び管理担当者がストラディング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に最大限に可能な範囲で参加することを促進すべきである。

## 第二条 データの収集、編集及び交換の原則

## 第三条 漁業に関する基本的なデータ

(b) いづれの国も、漁業に関するデータが適切なシステムを通じて検証されることを確保すること。

(c) いづれの国も、漁業に関するデータその他の裏付けとなる科学的データを編集すること並びに関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在する場合には当該機関又は枠組みに対し、合意された形式で、かつ、適時にこれらのデータを提供し、そのような機関及び枠組みが存在しない場合には直接に又は当事国間で合意された他の協力すること。

(d) いづれの国も、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みの枠内又は他の方法により、この附属書の規定に従い並びに関係する地域におけるこれらの資源の性質及びこれらの資源を対象とする漁業の性質を考慮して、提供するデータの明細及びその様式について合意すること。そのような機関又は枠組みは、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参加国に対し、当該国を旗国とする漁船の関連する漁獲活動に関するデータの提供を要求すること。

(e) いづれの国も、適切な漁獲努力量の統計

(f) いづれの国も、漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種の数、名目重量又はその双方によつて表される総漁獲量(名目重量は、陸揚げに相当する生魚重量として国際連合食糧農業機関が定義するところによる。)

(g) 漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種の数、名目重量又はその双方によつて表される総漁獲量(名目重量は、陸揚げに相当する生魚重量として国際連合食糧農業機関が定義するところによる。)

(h) 漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種の数又は名目重量により報告され

(i) 漁獲対象種の数又は名目重量により報告される投棄魚の統計(必要な場合には、推定値を含む。)

(j) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(k) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(l) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(m) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(n) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(o) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(p) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(q) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(r) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(s) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

域的な漁業管理のための機関又は枠組みにより派遣される科学者は、個別に又は適当な場合には共同してデータを分析すること。

第三条 漁業に関する基本的なデータ

(a) いづれの国も、合意された手続に従い、効果的資源評価を容易にするため、十分詳細な次の種類のデータを収集し、及び関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがこれららのデータを利用することができます。

(b) いづれの国も、漁業に関するデータが適切なシステムを通じて検証されることを確保すること。

(c) いづれの国も、漁業に関するデータその他の裏付けとなる科学的データを編集すること並びに関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在する場合には当該機関又は枠組みに対し、合意された形式で、かつ、適時にこれらのデータを提供し、そのような機関及び枠組みが存在しない場合には直接に又は当事国間で合意された他の協力すること。

(d) いづれの国も、適切な漁獲努力量の統計

(e) いづれの国も、漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種の数、名目重量又はその双方によつて表される総漁獲量(名目重量は、陸揚げに相当する生魚重量として国際連合食糧農業機関が定義するところによる。)

(f) いづれの国も、漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種の数又は名目重量により報告され

(g) 漁獲対象種の数又は名目重量により報告される投棄魚の統計(必要な場合には、推定値を含む。)

(h) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(i) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(j) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(k) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(l) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(m) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(n) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(o) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(p) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(q) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(r) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

(s) 漁業の種類ごとに適切な漁獲努力量の統計

官 報 (号 外)

(c) 生態学的調査を含む。)	の識別等の資源評価に寄与するその他の生物 学的な情報
第四条 漁船に関するデータ及び情報	他の関連する調査(豊度の調査、資源量の 調査、水中音響調査、資源豊度に影響を及ぼ す環境要因に関する調査並びに海洋学的及び 生態学的調査を含む。)

第五条 報告	1 いすれの国も、船団の構成及び漁船の漁獲能 力の標準化並びに漁獲量及び漁獲努力量に関する データの分析に当たつて異なる単位で表される 漁獲努力量の間の換算のため、漁船に関する 次の種類のデータを収集すべきである。
第六条 データの検証	(a) 漁船の識別、国籍及び船籍港 (b) 漁船の種類 (c) 漁船の仕様(例えは、建造素材、建造日、 登録されている長さ、登録されている総トン 数、主たる推進機関の出力、船倉の容量、漁 獲物の貯蔵法) (d) 漁具に関する詳細(例えは、種類、漁具の 仕様、数量)

第七条 データの交換	2 旗国は、次の情報を収集する。 (a) 航行用及び船位の測定用の補助装置 (b) 通信機器及び国際無線通信呼出符号 (c) 乗組員数
------------	--

第八条 情報の開示	1 旗国が収集したデータについては、適当な小 地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は 枠組みを通して、他の旗国及び関係する沿岸国 と共有しなければならない。そのような機関又 は枠組みは、集計される前の個々のデータの秘 密性を保持しつつ、自己が定めた条件に従い、 データを編集し、及び閑心を有するすべての国 が適時に、かつ、合意された様式で当該データ を利用できるようにする。小地域的 又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組み による死亡率及び不確実性の主要 な原因を明らかにするため、資源別に定められ るべきである。
-----------	---

第九条 情報の開示	2 世界的な規模においては、データの収集及び 普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われ るべきである。小地域的又は地域的な漁業管理
-----------	--

第十条 情報の開示	1 予防のための基準値とは、合意された科学的 方法により得られる推定値であつて、資源の状 態及び漁業の状況に対応し、かつ、漁業管理の ための指針として利用することができるものを いう。
第十一条 情報の開示	2 二種類の予防のための基準値(保存のための 基準値又は限界基準値及び管理のための基準値 又は目標基準値)が用いられるべきである。限 界基準値は、資源が最大持続生産量を実現する ことのできる生物学的に安全な範囲内に採捕を 抑制することを目的とする限界を設定するもの であり、また、目標基準値は、管理のための目 標を達成することを目的とするものである。

第十二条 情報の開示	3 予防のための基準値は、特に、再生産能力、 資源の回復力、資源を漁獲する漁業の特性、漁 業以外の理由による死亡率及び不確実性の主要 な原因を明らかにするため、資源別に定められ るべきである。
第十三条 情報の開示	4 管理のための戦略は、採捕される資源及び必 要な場合には関連し又は依存している種の資源 量を、從前に合意された予防のための基準値と 合致する水準に維持し、又は回復させるよう努 めるものとする。そのような基準値は、從前

第十四条 情報の開示	5 漁業管理のための戦略は、漁獲量が限界基準 値を超える危険性が極めて小さくなることを 確保するものとする。一の資源の資源量が限界 基準値を下回る場合又は下回る危険がある場合 には、資源の回復を促進するために保存及び管 理のための措置が開始されるべきである。漁業 管理のための戦略は、漁獲量の平均値が目標基 準値を超過しないことを確保するものとする。
第十五条 情報の開示	6 一の漁業についての基準値を決定するための 情報が不十分であるか又は存在しない場合には、 暫定的な基準値を定める。暫定的な基準値 は、情報が一層多い類似の資源からの推定によ つて定めることができる。そのような場合には、 当該漁業については、改善された情報が利 用可能となつた時に暫定的な基準値を改定する ことができるよう、監視を強化するものとす る。
第十六条 情報の開示	7 最大持続生産量を実現する漁獲量は、限界基 準値に関する最低限度の基準とみなされるべき である。漁業管理のための戦略は、濫獲され ない資源に関しては、漁獲量が最大持続生 産量を超えないこと及び資源量が從前に定められ た基準値を下回らないことを確保するものとす る。濫獲された資源に関しては、最大持続生 産量を実現する資源量を回復目標とすることがで きる。

## 審査報告書

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十三日

外交防衛委員長 外添  
参議院議長 扇 千景殿

要領書

## 一、委員会の決定の理由

この議定書は、危険物質及び有害物質による汚染事件への準備及び対応に關し、各締約国が

とる措置、国際協力の枠組み等について定めるものである。世界有数の海運国である我が国がこの議定書を締結することは、海洋環境の保全に資するとともに、この分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

## 一、費用別に費用を要しない。

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件

に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書に基づき、国会の承認を求める。

この規定に基づき、国会の承認を求める。

定書

## この議定書の締約国は、

千九百九十年十一月三十日にロンドンで作成された油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締約国として、

千九百九十年の油による汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議において、危険物質及び有害物質を含めるために千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する決議第十号が採択されたことを考慮し、

特に、国際海事機関が千九百九十年の油による

汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議の決議第十号に従つて、すべての関係する国際機関との協力の下に、危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力のすべての側面に関する作業を強化したことを考慮し、環境に関する国際法の一般原則である「汚染者負担」の原則を考慮し、

国際海事機関の政策に予防的な取組方法を取り入れるための戦略の策定に留意し、

國益を脅かし、又は脅かすおそれがあり、か

危險物質及び有害物質による汚染事件が発生した際にそのような事件から生ずるおそれのある損害を最小のものとするため、迅速かつ効果的な措置をとることが不可欠であることに留意して、次のとおり協定した。

## 第一条 一般規定

締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件について準備し、及び対応するため、この議定書及びその附属書の規定に従い、単独で又は共同してすべての適当な措置をとることを約束する。

この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成すものとし、「この議定書」というときは、附屬書を含めていうものとする。

この議定書は、軍艦、軍の補助艦又は国が所有し若しくは運航する他の船舶であつて政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自國が所有し、又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの議定書に即して行動することを確保する。

(1) 第二条 定義  
この議定書の適用上、  
「危険物質及び有害物質による汚染事件」(以下「汚染事件」という。)とは、危険物質及び有害物質の排出、流出又は放出を伴い、又は伴つおそれのある事態その他同一の原因による一連の事態(火災又は爆発を含む。)であつて、海洋環境又は一若しくは二以上の国の沿岸若しくは関係利益を脅かし、又は脅かすおそれがあり、か

つ、緊急措置その他の速やかな対応を必要とするものをいう。

(2) 「危険物質及び有害物質」とは、油以外の物質であつて、海洋環境への排出が人の健康に危険をもたらし、生物資源及び海洋生物に害を与える、海洋の快適性を損ない、又は他の適法な海洋の利用を妨げるおそれのあるものをいう。

(3) 「海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設」とは、危険物質及び有害物質の船舶への積込み又は船舶からの取卸しが行われる港又は施設をいう。

(4) 「機関」とは、国際海事機関をいう。  
(5) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(6) 「OPRC条約」とは、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約をいう。

## 第三条 緊急計画及び通報

(1) 締約国は、自國を旗国とする船舶に対し、汚染事件に関する緊急計画を当該船舶内に備えることを要求するとともに、当該船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者に対し、必要とされる範囲の通報に関する手続に従うこととを要求する。当該緊急計画に関する要求及び

当該通報に関する手続は、機関において作成された条約の関係する規定であつて、当該締約国について効力を生じているものに従う。浮体式生産・貯蔵・取卸施設及び浮体式貯蔵施設を含む沖合施設内に備える汚染事件に関する緊急計画は、国内法令又は企業の環境管理体制に従つて取り扱われるべきであり、この条の規定は、当該緊急計画については、適用しない。

(2) 締約国は、自國の管轄の下にある適当と認め

官 報 (号 外)

<p>(2) 締約国は、更に、可能な範囲内で、個々又は二国間若しくは多数国間の協力を通じ、適当な場合には海運業界、危険物質及び有害物質を</p>		<p>る海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、次条の規定に従つて確立する国家的な体制に適合するよう調整された適当と認める汚染事件に関する緊急計画又は危険物質及び有害物質のためのこれに類似する規程であつて、自國の権限のある当局が定める手続に従つて承認されたものを備えることを要求する。</p>	
<p>(3) 締約国の適当な当局は、汚染事件を知つたときは、当該汚染事件によつてその利益が影響を受けるおそれのある他の国に通報する。</p>		<p>第四条 準備及び対応のための国家的及び地域的な体制</p>	
<p>(1) 締約国は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。この体制は、少なくとも次の要件を満たすものとする。</p>		<p>(a) 次に掲げる組織を指定すること。</p> <p>(ii) 自国の業務上の窓口</p> <p>(iii) 援助を要請し、又は要請された援助の提供を決定することについて自国を代表する権限を有する一の当局</p>	
<p>(b) 準備及び対応のための国家的な緊急時計画（機関が作成した指針を考慮に入れたもの）であつて、関係を有する各種の団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）の相互の関係について定めるものと有する。</p>		<p>(1) 締約国は、直接に又は関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、次の事項に関する最新の情報が機関に提供されることを確保する。</p> <p>(1) (a) に掲げる組織の所在地及びその電気通信に関する情報並びに適当な場合には当該組織が責任を有する区域</p>	
<p>(2) 締約国は、污染事件が重大なものである場合には、影響を受け、又は受けたおそれのある資源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対する準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求める件</p>		<p>(3) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、適当な場合にじたもの）の水準を定め、及び当該資材の使用に係る計画を作成すること。</p> <p>(b) 汚染事件に対応する組織及び関係する人員の訓練に関する計画を作成すること。</p> <p>(c) 污染事件への対応に関する詳細な計画を作成し、及び当該対応に係る通信手段を確立すること。この通信手段は、常に利用可能なものとすべきである。</p> <p>(d) 汚染事件への対応を調整する仕組み又は取決めであつて、適当な場合には、必要な資源を調達することができるものを確立すること。</p>	
<p>(3) 締約国は、適用のある国際協定に従い、次のことを円滑にするために必要な立法上又は行政上の措置をとる。</p>		<p>(2) 締約国は、直接に又は機関その他の権限のある国際機関に於ける援助を要請した締約国は、(1)に規定する費用を負担するための資金の暫定的な調達先を特定するに当たつて機関に援助を要請することができる。</p> <p>(3) 締約国は、直接に又は機関その他の輸送手段の自國の領域への到着、自國の領域における使用及び自國の領域からの出国の迅速な通過及び自國の領域からの迅速な出国又は搬出</p>	
<p>(4) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。</p>		<p>第六条 研究開発</p> <p>(1) 締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する最新の技術（特に、監視、包囲、回収、拡散、浄化その他汚染事件の影響を最小のものにとどめ、又は緩和する方法）に関する技術及び原状回復に関する技術の向上に関する研究開発計画を促進し、及びその成果を交換するため、直接に又は適当な場合には機関、関係地域機関</p>	
<p>(2) 締約国は、污染事件に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自國の法令及び政策に従つて積極的に協力することを約束する。</p>		<p>第七条 技術協力</p> <p>(1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。</p> <p>(2) 締約国は、污染事件に係る準備及び対応のその他の措置の採用を促進すること。</p> <p>(3) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、他の措置の採用を促進すること。</p> <p>(4) 共同の研究開発計画を開始すること。</p>	
<p>(3) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。</p>		<p>(1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、他の措置の採用を促進すること。</p> <p>(2) 締約国は、污染事件に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自國の法令及び政策に従つて積極的に協力することを約束する。</p> <p>(3) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、他の措置の採用を促進すること。</p> <p>(4) 共同の研究開発計画を開始すること。</p>	
<p>(4) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。</p>		<p>第八条 準備及び対応に関する二国間及び多数国間の協力の促進</p>	
<p>(5) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。</p>		<p>（二）締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。</p>	

る。これらの協定の写しは、機関に送付される。機関は、締約国の要請に応じて当該写しを提供すべきである。

#### 第九条 他の条約及び協定との関係

この議定書のいかなる規定も、他の条約又は国際協定に基づく締約国の権利又は義務を変更するものと解してはならない。

#### 第十条 制度上の措置

(1) 締約国は、機関に対し、次のことを行う任務を与える。ただし、機関が同意し、かつ、その活動を維持するために十分な資源が利用可能である場合に限る。

##### (a) 情報に関する役務

(i) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を受領し、取りまとめ、及び要請に応じて公表すること。

##### (ii) 費用を負担するための資金の暫定的な調達

(iii) 教育及び訓練

(iv) 汚染事件に係る準備及び対応に関する分野における訓練を促進すること。

(v) 國際的なシンポジウムの開催を促進すること。

##### (c) 技術上の役務

(i) 研究開発に関する協力を促進すること。

(ii) 汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に助言を与えること。

(iii) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を分析し、並びに各國に助言を与え、又は情報を提供すること。

#### (d) 技術援助

(i) 汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に対する技術援助の提供を促進すること。

(ii) 重大な汚染事件に直面している国の要請に基づく技術援助及び助言の提供を促進すること。

#### (2) 機関は、この条に規定する活動を行うに当たり、単独で又は地域取決めを通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関する各國の能力を強化するよう努める。この場合において、機関は、各國の経験、地域的な協定及び産業上の制度を利

用し、並びに開発途上国の必要性に特別の考慮を払う。

#### (3) この条の規定は、機関が作成し及び常時検討する計画に従つて実施する。

#### 第十一条 議定書の評価

締約国は、機関において、この議定書の目的に照らし、並びに特に協力及び援助の基礎となる原則を考慮して、この議定書の有効性を評価する。

#### 第十二条 改正

(1) この議定書は、(2)又は(3)のいずれかの手続に従つて改正することができる。

##### (a) 機関における審議の後の改正

(i) 締約国が提案する改正案は、機関に提出す

るものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

(ii) (a)の規定により提案され、かつ、送付された改正案は、審議のため機関の海洋環境保護委員会に付託される。

(c) 締約国は、機関の加盟国であるか否かを問

#### (3) 会議による改正

わざ、海洋環境保護委員会の審議に参加する権利を有する。

(d) 改正案は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

(e) (d)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長によりすべての締約国に送付される。

#### (4) 付録の改正

(f) (i) この議定書のいずれかの規定又は附属書の改正は、締約国が事務局長に付録の改正を行つた日に受諾されたものとみなされる。

(ii) 付録の改正は、海洋環境保護委員会が(d)の規定に従つて当該改正を採択する際に決定する期間(十箇月以上とする。)を経過した日に受諾されたものとみなされる。ただし、当該期間内に三分の一以上の締約国が

事務局長に対し異議を通告した場合は、この限りでない。

(iii) (f)の規定により受諾されたこの議定書のいづれかの規定又は附属書の改正は、事務局長に対し受諾の通告を行つた締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

(iv) (g)の規定により受諾された付録の改正は、すべての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、同日前に異議を

通告した締約国については、この限りでない。締約国は、事務局長に対して通告を行うことにより、先に通告した異議をいつでも撤回することができる。

#### (5) 付録又は付録を追加するための改正

(a) 付録を追加するための改正は、附属書の改正について適用される手続に従つて採

択され、及び効力を生ずる。

(b) 次の締約国は、次の(a)から(c)までに規定する改正の適用上、非締約国として取り扱われる。

(c) この取扱いは、(2)(f)(i)の規定による受諾の通告又は(2)(g)(ii)の規定による異議の撤回が行われた

(d) 次の締約国は、次の(a)から(c)までに規定する改正の適用上、非締約国として取り扱われる。

(e) この取扱いは、(2)(f)(i)の規定による受諾の通告又は(2)(g)(ii)の規定による異議の撤回が行われた

(f) 次の締約国は、次の(a)から(c)までに規定する改正の適用上、非締約国として取り扱われる。

(g) この取扱いは、(2)(f)(i)の規定による受諾の通告又は(2)(g)(ii)の規定による異議の撤回が行われた

(h) この取扱いは、(2)(f)(i)の規定による受諾の通告又は(2)(g)(ii)の規定による異議の撤回が行われた

#### (3) 会議による改正

#### (a) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(b) 事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によ

り、受諾された改正を、受諾のため、締約国会議を招集する。

(c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)(f)及び(g)に定めるところにより、受諾されたものとみなされ、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によ

り、受諾された改正を、受諾のため、締約国会議を招集する。

(d) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(e) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)(f)及び(g)に定めるところにより、受諾されたものとみなされ、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によ

り、受諾された改正を、受諾のため、締約国会議を招集する。

(f) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(g) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(h) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(i) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(j) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(k) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(l) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(m) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(n) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(o) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(p) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(q) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(r) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(s) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(t) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(u) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(v) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(w) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(x) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(y) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(z) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(aa) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(bb) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(cc) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(dd) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ee) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ff) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(gg) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(hh) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ii) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(jj) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(kk) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ll) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(mm) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(nn) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(oo) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(pp) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(qq) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(rr) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ss) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(tt) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(uu) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(vv) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ww) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(xx) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(yy) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(zz) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(aa) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(bb) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(cc) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(dd) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ee) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ff) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(gg) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(hh) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ii) 事務局長は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

# 官 報 (号 外)

		<p>(1) この議定書は、機関の本部において、二千三月十五日から二千一年三月十四日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。</p> <p>O P R C 条約の締約国であるいずれの国も、次のいづれかの方法によつてこの議定書の締約国となることができる。</p> <p>(a) 批准、受諾又は承認を条件として署名したこと。</p> <p>(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名したこと。</p> <p>(c) 加入すること。</p> <p>(2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによって行う。</p>	
		<p>(1) この議定書は、十五以上の国が第十三条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十箇月で効力を生ずる。</p>	
		<p>(2) この議定書の効力発生のための要件が満たされた日からこの議定書の効力発生の日までの間にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この議定書の効力発生の日又は当該文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいづれか遅い日に効力を生ずる。</p>	
		<p>(3) この議定書の改正が第十二条の規定に従つて受諾されたものとみなされる日の後に寄託された議定書、受諾書、承認書又は加入書を寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。</p>	
		<p>(4) この議定書の改正が第十二条の規定に従つて受諾されたものとみなされる日の後に寄託された議定書を改訂する場合は、改訂された議定書に係るものとする。</p>	
		<p>第十四条 二以上の法制度を有する国</p>	
		<p>(1) この議定書が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制度が適用される二以上の地域をその領域内に有するO P R C 条約の締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書をO P R C 条約が適用されている自国の領域内のすべての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、また、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正することができる。</p>	
		<p>(1) に規定するいかなる宣言も、寄託者に対し</p>	
		<p>(2) 廃棄は、事務局長への廃棄書の送付によつて行われる。</p>	
		<p>(1) 生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。</p>	
		<p>(2) 廃棄は、事務局長への廃棄書の送付によつて行われる。</p>	
		<p>二千三月十五日にロンドンで作成した。</p>	
		<p>又は異議の撤回は、事務局長への書面による通告によつて行われるものとし、事務局長は、当該通告及びその受領の日を締約国に通報する。</p>	
		<p>(8) 付録には、技術的な性質を有する規定のみを定める。</p>	
		<p>第十三条 署名、批准、受諾、承認及び加入</p>	
		<p>第十五条 効力発生</p>	
		<p>第十七条 寄託者</p>	
		<p>第十八条 言語</p>	
		<p>第十九条 附屬書</p>	
		<p>二千年的危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求める件</p>	

官 報 (号 外)

施に關する活動に要した費用の全額について賠償又は補償が行われない場合には、要請国は、提供国に対し、賠償若しくは補償が行われた額を超える費用の償還の請求を放棄し、又は(2)の規定に従つて計算された費用の額を減額するよう要請することができる。また、要請国は、当該費用の償還の延期を要請することができる。提供国は、これらの要請を検討するに当たり、開発途上国の必要性に十分な考慮を払う。

(4) この議定書の規定は、いかなる意味においても、汚染又はその脅威に対応するための措置に係る費用を締約国が第三者から回収する権利であつて国内法及び国際法の他の関係する規定及び規則に基づくものを害するものと解してはならない。

# 審査報告書

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

國土交通委員長 羽田雄一郎  
長扇千景殿

要領書

### 委員会の決定の理由

本法律案は、「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処

<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者 等に対する防除措置の義務付け、海上保安庁長 官による防除計画の策定等の措置を講じようと するものであり、妥当な措置と認める。</p>	<p>一、費用</p>
<p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p>	
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の一部を改正する法律案</p>	右
<p>国会に提出する。</p>	
<p>平成十八年二月二十八日</p>	
<p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p>	
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の一部を改正する法律案</p>	第一項
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の一部を改正する法律案</p>	第二項
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のよ うに改正する。</p>	第三項
<p>目次中「油及び」を「油、有害液体物質及び」に改 めること。</p>	第四項
<p>第三条第三号中「船舶により」を「、船舶により」 に改め、「除く。」の下に「並びに海洋施設その他 の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を 含む。）にある施設（以下「海洋施設等」という。）に おいて管理されるもの」を加える。</p>	第五項
<p>第七条の二第三項中「第十七条の二」を「第十九 条の三十六」に改める。</p>	第六項

を「第七条の二第一項」に、「第十七条の二」を  
第九条の六に次の一項を加える。  
何人も、前項の規定による査定が行われた後  
でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送  
してはならない。  
第四章の章名中「油」の下に「有害液体物質」を  
れる。  
第十八条の見出し中「油」の下に「有害液体物  
質」を加え、同条第一項本文中「油」の下に「有害  
液体物質」を「廃棄物」の下に「(以下この条及び  
五十五条第一項第五号において「油等」とい  
う)」を加え、同項ただし書及び各号中「油又は廃  
棄物」を「油等」に改める。  
第十九条の見出し中「油記録簿」を「油記録簿等」  
改め、同条第一項及び第二項中「油」を「油又  
は有害液体物質の」に改め、「油記録簿」の下に「又  
は有害液体物質記録簿」を加え、同条第三項中「油  
記録簿」の下に「又は有害液体物質記録簿」を加  
同条第四項中「油記録簿」の下に「及び有害液  
体物質記録簿」を加える。  
第十九条の四十六第二項中「第五十一条の三第  
項第六号」を「第五十二条の三第一項第五号」に  
改め、同項第一号中「(以下「大量の特定油  
排出」という。)」を削り、同項第二号中「大量の」  
前号に掲げるに改め、同条第三項中「海洋施  
設等」という。「」を「海洋施設等」に、「又は」を  
しくは」に、「(以下この条において「大量の油  
排出」を又は同項第三号に掲げる有害液体物質

等の排出のうち有害液体物質の排出(以下「大量の油又は有害液体物質の排出」)に、「当該排出があつた」を「その」に改め、同項ただし書中「油」の下に「又は有害液体物質」を加え、同条第四項本文中「大量の油」を「大量的油又は有害液体物質」に、「油」を「大量的油又は有害液体物質」に改め、同項ただし書中「油」を「大量的油又は有害液体物質」に、「油が」を「油又は有害液体物質が」に改め、同条第五項及び第七項中「油」の下に「又は有害液体物質」を加える。

第三十九条の前の見出し中「特定油が排出された」を「油又は有害液体物質の排出があつた」に改め、同条第一項中「大量的特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に、「排出された特定油」を「引き続く油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に改め、同項第一号中「特定油」を「油若しくは有害液体物質」に改め、同項第二号中「特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に改め、同条第二項中「大量的特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に改め、同条第三号中「特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に改め、同項第三号中「特定油」を「大量の油又は有害液体物質」に改め、同条第四項中「大量的油又は有害液体物質」に改め、同項第一号及び第二号中「特定油」を「油又は有害液体物質」に改め、同項第三号中「特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に改め、同項第三号中「特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に改め、同条に次の一項を加える。

(号)外

施設の損傷その他の海洋施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋施設からの大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にこれを防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、排出のおそれがある油又は有害液体物質の抜取りその他当該大量の油又は有害液体物質の排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。

一 当該船舶の船長又は船舶所有者

二 当該海洋施設の管理者又は設置者

第三十九条の二中「大量の特定油」を「大量の油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に、「排出された特定油」を「排出された油又は有害液体物質」に改める。

定めるところにより、当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所その他の海洋施設から「排出特定油」を「排出された油又は有害液体物質」に改める。

第四十一条第一項中「及び」の下に「第五項並びに」を加え、「認められる」を「認める」に改め、「除去」の下に「排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去」を加え、「その他の物が積載されない」。

第四十条の見出しを「(廃棄物等の排出があつた場合の防除措置等)」に改め、同条中「排出された油、有害液体物質」を削り、「特定油」を「油及び有害液体物質」に、「」により「」を「」の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して」に改め、「認められる」を「認める」に改める。

第三十九条の三中「当該排出特定油の防除」を「排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去」第

三十九条の五において「排出特定油の防除」という。」に改める。

第三十九条の四の次に次の二条を加える。

(特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資材等)

第三十九条の五 油(特定油を除く。以下この条において同じ。)又は有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、当該船舶が常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて油又は有害液体物質の排出があつたならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域として国土交通省令で定める海域を、当該船舶に貨物として油又は有害液体物質を積載して航行させるときは、国土交通省令で

止緊急措置手引書」を加え、「油の」を「油又は有害液体物質」に改める。

第四十二条の二の見出しを「(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等)」に改め、同条第一項中「油の」を「油又は有害液体物質」に改め、「油濁」を「油又は有害液体物質」に改め、「油、有害液体物質」を削る。

第四十三条の三第一項中「その他の物」の下に「若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質」を加え、「又はこれら」を「これら」に改め、「設置者」の下に「又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者」を加え、「海上保安庁長官」を「国土交通大臣」に改め、「油濁防止緊急措置手引書」の下に「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加え、同条第二項中「海上保安庁長官」を「国土交通大臣」に改め、「油濁」を「油又は有害液体物質」に改め、同条中「大量の特定油」を「大量

の油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に、「排出された特定油」を「排出された油又は有害液体物質」に改める。

第四十二条の二の見出し中「が排出された」を「の排出があつた」に改め、同条第一項中「この条」の下に「第四十二条の四の二」を加え、同項ただし書中「第五項まで」の下に「の規定」を加え、同条に次の二条を加える。

4 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、引き続く危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止その他の海上災害の発生の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の施設の設置者

二 前号に掲げる者のほか、その業務に関し当該危険物の排出の原因となる行為をした者の使用者(当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者)

第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条の三第一項中「その他の物」の下に「若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質」を加え、「又はこれら」を「これら」に改め、「設置者」の下に「又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者」を加え、「海上保安庁長官」を「国土交通大臣」に改め、「油濁」を「油又は有害液体物質」に改め、同条第一号中「及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第二号中「特定油」を「油又は有害液体物質」に改め、「油、有害液体物質」を削る。

第四十二条の三第一項中「その他の物」の下に「若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質」を加え、「又はこれら」を「これら」に改め、「設置者」の下に「又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者」を加え、「海上保安庁長官」を「国土交通大臣」に改め、「油濁」を「油又は有害液体物質」に改め、同条中「大量の特定油」を「大量

第一項第一号又は第二号の船舶の船舶所有者



官 報 (号外)

月を超えない範囲内において政令で定める日  
三 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第四十八条第四項の改正規定(「油濁防止緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加える部分を除く。)及び同条第八項の改正規定(「に立ち入り」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」に、「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る。)並びに第五十七条第十一号の改正規定 平成二十年四月一日  
(命令に関する経過措置)

第二条 施行日前に海上保安庁長官がこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第四十条の規定によりした命令(排出された油(特定油を除く。)及び有害液体物質に係るものに限る。)は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第三十九条第三項の規定により海上保安庁長官がした命令とみなす。

第三条 施行日前に海上保安庁長官が旧法第四十条の二第二項の規定によりした命令は、新法第四十条の二第二項の規定により国土交通大臣がした命令とみなす。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十八条及び第十九条の規定の施行

の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(港則法及び海上交通安全法の一部改正)  
第六条 次に掲げる法律の規定中「又は第四十二条の三第一項」を「第四十二条の三第二項又は第四十二条の四の二第二項」に改める。

第七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百五号)第三十三条第一項  
(災害対策基本法の一部改正)

第八条 災害対策基本法(昭和四十七年法律第二百五号)第三十三条第一項  
(水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

十七条に、「第十条の十第四項」を「第十条の十四項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)  
第十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五号)の一部を次のよう改正する。

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第十四号」の下に「、第五十号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)」を加える。

第三十五条第一項中「第十五号」の下に「(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。)」を加える。

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「第百三十号」の一部を次のように改正する。  
第三十八条第十一号中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条の五第一項」に、「排出油」を「排出油等」に改める。  
(水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

三項を「第三条第三号」に改める。

一 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)第二十三条第二項の表第七号  
二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第二百五号)第三十五条第一項の表第五号

投票者氏名

日程第一 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求める件

日程第二 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求める件

賛成者氏名 二二四名

岡田 直樹君	荻原 健司君
平山虎之助君	加納 時男君
川口 順子君	狩野 安君
木村 仁君	柏村 武昭君
岸 信夫君	金田 勝年君
北川イッセイ君	河合 常則君
小池 正勝君	岸 宏一君
小泉 顯雄君	北岡 秀二君
小林 温君	倉田 寛之君
佐藤 昭郎君	小泉 昭男君
坂本由紀子君	小齊平敏文君
山東 昭子君	鶴池 祥肇君
椎名 一保君	佐藤 泰三君
鈴木 政二君	櫻井 新君
関口 昌一君	清水嘉与子君
田浦 直君	陣内 孝雄君
伊達 忠一君	世耕 弘成君
田村 公平君	関谷 勝嗣君
竹山 裕君	田中 直紀君
谷川 秀善君	田村耕太郎君
常田 享詳君	竹中 平藏君
中島 啓雄君	田中 直紀君
中曾根弘文君	段本 幸男君
中村 博彦君	鶴保 康介君
中川 雅治君	中川 義雄君
西島 英利君	武見 敬三君
中島 真人君	林 直樹君
中原 爽君	芳正君
二之湯 智君	
西田 吉宏君	
野村 哲郎君	
橋本 聖子君	
藤井 基之君	

藤野 真鍋 松田 岩夫君  
賢二君 龍二君  
溝手 矢野 一水君  
松村 山崎 顯正君  
三浦 山下 哲朗君  
島田智哉子君 松村 岩夫君  
主濱 了君 賢二君  
佐藤 道夫君 哲朗君  
鈴木 充君 顯正君  
高嶋 良充君 一水君  
千葉 景子君 岩夫君

保坂	舛添	三藏君
松村	要一君	祥史君
水落	敏栄君	政司君
森元	恒雄君	俊夫君
山谷えり子君	山崎	正昭君
山本	順三君	山内
吉村剛太郎君	脇	山崎
山本 順三君	雅史君	正昭君
浅尾慶一郎君	伊藤	高橋
伊藤 基隆君	江田	千秋君
池口 修次君	今泉	敦子君
江田 五月君	小川	泰介君
大石 正光君	大久保	雄平君
大久保 勉君	加藤	博一君
喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	櫻葉賀津也君
郡司 彰君	佐藤	田名部匡省君
小林 元君	佐藤	高橋
芝 下田	佐藤	千秋君
	佐藤	マルティ君

津田弥太郎君  
富岡由紀夫君  
内藤正光君  
西岡武夫君  
小池一君  
藤原健三君  
松井孝治君  
円より子君  
柳田峰崎  
篠瀬直樹君  
山根進君  
蓮隆治君  
若林秀樹君  
荒木寛寛君  
浮島とも子君  
柳田稔君  
木庭健太郎君  
福本潤一君  
白浜良臣君  
西田実仁君  
浜四津敏子君  
山本香苗君  
渡辺孝男君  
井上哲士君  
緒方靖夫君  
大門実紀史君

辻 那谷屋正義君 羽田雄一郎君  
直嶋 正行君 林 久美子君 幸中和歌子君  
平野 達男君 前川 清成君 藤本 祐司君  
福山 哲郎君 松岡 徹君 水岡 俊一君  
柳澤 光美君 森 ゆうこ君 山下八洲夫君  
柳澤 光美君 森 ゆうこ君 山下八洲夫君  
山本 孝史君 和田ひろ子君 渡辺 秀央君  
谷合 正明君 加藤 修一君 草川 昭三君  
浜田 昌良君 弘友 和夫君 松 あきら君  
市田 智子君 小林美恵子君 仁比 聰平君

吉川	春子君	近藤	北川イッセイ君	佐藤	信夫君	小林	岸	川口	木村	片山虎之助君	景山俊太郎君	岸	信	順子君	正勝君	正勝君	佐藤	昭郎君
吉川	春子君	近藤	北川イッセイ君	佐藤	信夫君	小林	岸	川口	木村	片山虎之助君	景山俊太郎君	岸	信	順子君	正勝君	正勝君	佐藤	昭郎君
鈴木	陽悦君	潤上	廣幸君	貞雄君	秀昭君	糸数	慶子君	田村	田村	渕上	吉川	鈴木	陽悦君	潤上	廣幸君	貞雄君	秀昭君	糸数
鈴木	陽悦君	潤上	廣幸君	貞雄君	秀昭君	糸数	慶子君	田村	田村	渕上	吉川	鈴木	陽悦君	潤上	廣幸君	貞雄君	秀昭君	糸数
佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君	佐藤	吉川	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君	佐藤

大田	昌秀君	福島みずほ君
又市	征治君	龜井 郁夫君
木俣	佳丈君	長谷川憲正君
角田	義一君	
二三五名	○名	害の防止に関する 内閣提出)
青木 幹雄君	浅野 勝人君	有村 治子君
岩井 國臣君	岩永 浩美君	小野 清子君
岡田 大野つや子君	岡田 広君	狩野 安君
加治屋 義人君	柏村 武昭君	河合 常則君
北岡 秀二君	金田 勝年君	岸 宏一君
鴻池 寛之君	倉田 寛之君	北岡 寛之君
佐藤 泰三君	小泉 昭男君	小斎平敏文君
	祥肇君	鴻池 祥肇君

坂本由紀子君	山東昭子君	末松信介君	椎名一保君
田村耕太郎君	竹中平藏君	関谷勝嗣君	世耕弘成君
田中直紀君	中川義雄君	武見敬三君	段本幸男君
中島眞人君	西田吉宏君	鶴保庸介君	鶴保庸介君
中原爽君	野村哲郎君	二之湯智君	二之湯智君
中島眞人君	藤井聖子君	中川義雄君	中川義雄君
中原爽君	橋本基之君	段本幸男君	段本幸男君
中島眞人君	保坂三蔵君	鶴保庸介君	鶴保庸介君
中原爽君	要一君	二之湯智君	二之湯智君
中島眞人君	舛添祥史君	中川義雄君	中川義雄君
中原爽君	松村政司君	西田吉宏君	西田吉宏君
中島眞人君	水落敏栄君	野村哲郎君	野村哲郎君
中島眞人君	森元恒雄君	藤井聖子君	藤井聖子君
中島眞人君	山崎俊夫君	橋本基之君	橋本基之君
中島眞人君	吉村剛太郎君	保坂三蔵君	保坂三蔵君
中島眞人君	山本順三君	要一君	要一君
中島眞人君	浅尾慶一郎君	舛添祥史君	舛添祥史君
中島眞人君	脇雅史君	松村政司君	松村政司君

朝日	足立	若林	吉田	山本	山崎	山下	矢野	溝手	三浦	松田	松村	藤野	真鍋	中曾根	中島	中川	竹山	谷川	常田	伊達	田浦	関口	田村	清水嘉	井
俊弘君	信也君	正俊君	博美君	一大君	英利君	力君	哲朗君	顯正君	一水君	岩夫君	龍二君	公孝君	賢二君	弘文君	啓雄君	雅治君	裕君	善君	詳君	忠一君	直君	昌一君	政二君	孝雄君	新君

官 報 (号外)

平成十八年四月十四日

参議院会議録第十六号

投票者氏名

森 ゆうこ君	水岡 徹君	前川 清成君	藤本 祐司君	藤本 俊一君	高橋 千秋君	那谷屋正義君	辻 泰弘君	平野 達男君	林 久美子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	高嶋 千秋君	田名部匡省君	榛葉賀津也君	芝 博一君	下田 敦子君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	佐藤 彰君	小林 元君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 大久保	大石 正光君	敏夫君	伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 敏夫君	大久保 勉君	加藤 敏幸君	大石 正光君	敏夫君	池口 修次君	伊藤 基隆君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------

築瀬 進君	峰崎 直樹君	円 より子君	藤井 正司君	松井 孝治君	藤末 健三君	西岡 正光君	平田 健二君	白 真勲君	内藤 正光君	千葉 景子君	鈴木 良充君	島田智哉子君	櫻井 宽君	佐藤 道夫君	高嶋 輿石	佐藤 延	小林 黑岩	北澤 俊美君	大江 康弘君	尾立 小川	家西 大塚	岩本 岩本	大塚 直史君	家西 悟君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	-------

反対者氏名

辻 泰弘君	高橋 千秋君	那谷屋正義君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	高嶋 千秋君	田名部匡省君	榛葉賀津也君	芝 博一君	下田 敦子君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	佐藤 彰君	小林 元君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 大久保	大石 正光君	敏夫君	伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 敏夫君	大久保 勉君	加藤 敏幸君	大石 正光君	敏夫君	池口 修次君	伊藤 基隆君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------

○名

築瀬 進君	峰崎 直樹君	円 より子君	藤井 正司君	松井 孝治君	藤末 健三君	西岡 正光君	平田 健二君	白 真勲君	内藤 正光君	千葉 景子君	鈴木 良充君	島田智哉子君	櫻井 宽君	佐藤 道夫君	高嶋 輿石	佐藤 延	小林 黑岩	北澤 俊美君	大江 康弘君	尾立 小川	家西 大塚	岩本 岩本	大塚 直史君	家西 悟君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	-------

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三十日可認物便郵種三十五年三月二十日

平成十八年四月十四日

參議院會議錄第十六号

発行所
二束千一〇番地、京都府立行政法人、虎ノ門二五丁目、独立行政法人、印刷局
電話
03(3387)4294
定価
(本体) 一一〇円(税)